南富良野町

高齢者保健福祉計画

介護保険事業計画

第７期（平成 30 年度～平成 32 年度）

町の概要

１　地理的状況

本町は、北海道のほぼ中央に位置し、空知川に沿って、北落合、落合、幾寅、東鹿越、金山、下金山の６つの集落で形成され、北は富良野市、東は新得町、南は占冠村、西は夕張市に隣接しています。

町の広さは、東西 43.3 ㎞、南北 45.9 ㎞、総面積 665.52k ㎡と広域で、そのほとんどが自然のままの豊かな森林が占めています。

山間の地形のため、昼夜の寒暖の差が大きく、夏冬の季節温度の差が 50℃を上回ることもあり、また、冬期間の積雪も多く北海道の中でも大変厳しい気象条件にあります。

交通網は、東西に国道 38 号線、南北に国道 237 号線の主要幹線があり、根室本線のＪＲ線は幾寅駅から富良野市へ 45 分、旭川市へ 2 時間、札幌市へ 3 時間で結ばれています。

医療機関の利用については、人工透析や重度の疾病等には、都市部の総合病院を利用しなければならないことから、移送サービス（福祉有償輸送）や運転代行サービスなどの移動支援が地域で暮らす虚弱高齢者や要介護等高齢者の地域生活を支える重要な役割を果たしています。

【南富良野町と主要都市】

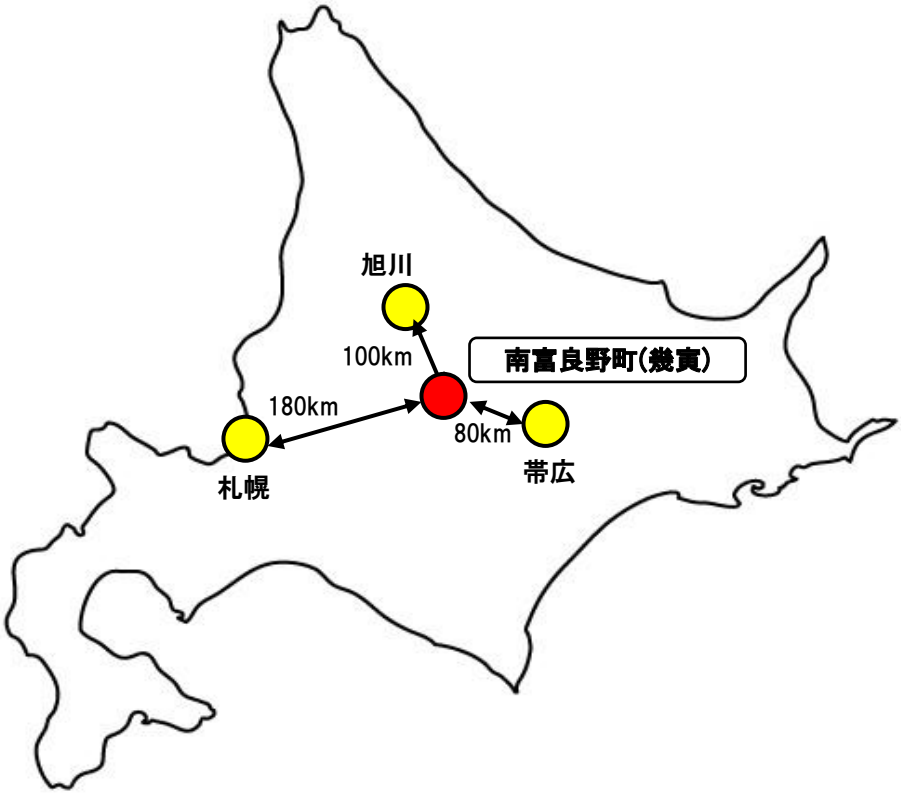

2　保健・医療・福祉施設の概要

〈平成 30 年 3 月末現在〉

●　町内医療施設

名　称	所在地	設　置	運　営	概　要
＜診療所＞				
幾寅診療所	幾寅	平成10年2月	南富良野町	医師1名(内科)
金山診療所	金山	昭和61年11月		
落合診療所	落合	昭和46年11月		
けん三のことば館クリニック	幾寅	平成16年11月	個　　人	医師1名(内科)
＜歯科診療所＞				
歯科診療所	幾寅	平成22年4月	南富良野町	歯科医師1名

●　町内高齢者福祉施設

名　称	所在地	設　置	運　営	概　要
＜居宅系サービス＞				
地域包括支援センター	幾寅	平成18年4月	社会福祉協議会	平成21年度から委託
ホームヘルパーステーション	〃	平成10年4月	〃	
生きがいデイ「ゆうゆう」	〃	平成13年11月	〃	
〃　「かなっぷ」	金山	平成20年4月	〃	特養「ふくしあ」内で実施
デイサービス「ゆうゆう」	幾寅	平成8年3月	〃	平成29年度から総合事業の介護予防･生活支援サービス事業も実施
〃　「かなっぷ」	金山	平成20年4月	〃	〃
訪問看護ステーション	幾寅	平成10年4月	在宅ケア事業団	
高齢者生活福祉センター「くるみ園」	幾寅	平成14年12月	社会福祉協議会	単身用6室・夫婦用2室　計10名
高齢者生活福祉センター「和楽園」	金山	平成27年4月	南富良野町	単身用6室・夫婦用2室　計10名
高齢者向け公営住宅（A棟）	幾寅	平成14年4月	〃	高齢者12戸・一般4戸
〃　（B棟）	〃	平成16年4月	〃	〃
〃　（C棟）	〃	平成17年4月	〃	〃
＜施設系サービス＞				
特別養護老人ホーム「一味園」	幾寅	昭和53年12月	南富良野大乗会	(多床室)50床・ショート8床
〃　「ふくしあ」	幾寅	平成20年5月	南富良野大乗会	(ユニット型個室)50室・ショート空床

目　次

第１章　計画の概要
　１　計画策定の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
　２　計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
　３　計画の策定体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４
　４　計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５

第２章　南富良野町の現状と将来推計
　１　人口の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６
　２　高齢者世帯の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８
　３　高齢者等の将来推計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９

第３章　高齢者の取り巻く現状
　１　高齢者の受診状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
　２　地域支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
　３　高齢者福祉事業の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第４章　介護保険事業の実施状況
　１　被保険者数の推計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
　２　要介護認定者の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
　３　介護保険サービスの給付状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
　４　介護保険サービスの利用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

第５章　基本構想
　１　基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
　２　基本目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
　３　基本目標に基づく施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
　４　日常生活圏域の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

第６章　基本計画
　１　健康づくりと介護予防の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
　２　高齢者福祉の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
　３　安心して暮せるための支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
　４　質の高いサービス提供等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
　５　自立支援・介護予防・重度化防止の推進 ・・・・・・・・・・・・ 44
　６　介護保険事業の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
　　（１）介護給付等費用の適正化について ・・・・・・・・・・・・・ 45
　　（２）介護保険制度・理念の周知 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
　　（３）ケアマネジメントの質の向上 ・・・・・・・・・・・・・・・ 45
　　（４）サービス給付費の推計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

（５）第７期の事業費の見込・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
（６）保険料基準額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
（７）保険料収納必要額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
（８）保険料基準月額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
（９）第１号被保険者介護保険料所得段階・・・・・・・・・・・・・・・・56
（10）低所得者に対する保険料の軽減 ・・・・・・・・・・・・・・・・・56

第７章　計画の推進に向けて
１　計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
２　計画の推進管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57

作成委員会
１　南富良野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会・・・・・58
２　作成委員会の検討経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
３　南富良野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会設置要綱
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59

第１章　計画の概要

１　計画策定の背景

わが国では、平成 12 年に介護保険制度がスタートし、保健・医療・福祉のサービスを利用者の選択で総合的に利用できる制度として定着しています。介護保険制度は自立支援を理念とする利用者本位の制度で、かつ多様な主体からのサービスを選択できるものであり、給付と負担の関係が明確な社会保険方式による制度です。

また、国民に対しては、自ら介護状態とならないよう、加齢に伴う心身の変化を常に自覚し、リハビリや医療サービス、福祉サービスを利用しながら、身体能力の維持向上に努めることが国民の義務とされました。

一方で、高齢者の増加に比例して給付費も増大し、３ 年の計画期間ごとに報酬改定や制度見直しが図られています。これまでの大きな制度改正としては、第３期より予防重視型システムへの転換が図られ、地域密着型サービス、地域包括支援センターの創設など、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を目指した見直しが行われました。

そのような中、第 6 期にあたる平成 27～29 年度においては、高齢者単独世帯の増加や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加に対応すべく、団塊の世代が後期高齢者となる平成 2025（平成 37）年度までに、介護サービスの基盤整備や在宅医療・介護連携の推進、認知症の早期発見・早期診断・早期対応など、市町村の実情に応じた地域包括ケアシステム（地域ぐるみの支えあいの仕組み）の構築を図ることが求められました。

平成 30～32 年度を計画期間とする第７期計画においては、地域包括ケアシステムをより深化させるとともに、地域の実態把握・課題分析を通じた「地域マネジメント」の推進、自立支援や介護予防に向けた様々な取り組み、また、国が推進する一億総活躍社会の推進に向けて、介護を理由にやむを得ず離職しなければならない方、いわゆる介護離職者をなくすような取り組みが求められています。

本町では、平成 26 年度に策定した「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第６期計画）」における基本方針などを基礎としつつ、今後の高齢化への対策をより一層推進するため、本町がめざすべき高齢者保健福祉の基本的な政策目標を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的に、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第７期計画）」（以下、「本計画」という。）として策定することとします。

２　計画の位置づけ

（１）法令等の根拠

本計画は、老人福祉法（第 20 条の８）の規定に基づく「高齢者福祉計画」及び介護保険法（第 117 条）の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

老人福祉法に基づき、確保すべき老人福祉事業の量の目標、量の確保のための方策、事業の供給体制に関し必要な事項を定める市町村老人福祉計画、介護保険法に基づく介護給付等対象サービスの量の見込み確保を定める市町村介護保険事業計画、これら２つの計画は、密接な関係をもった計画であり、調和が保たれたものでなければならないため、本町では２つの計画を一体化して策定します。

＝根拠法令（抜粋）＝

老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項

市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第 4 項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

介護保険法第 117 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

（２）高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の関係について

高齢者保健福祉計画は、介護保険サービスの提供の他、介護保険の対象とならない生活支援サービス等の提供も含めて、すべての高齢者に対して、心身の健康の保持及び日常生活を維持するために必要な措置が講じられるよう、高齢者保健福祉サービス全般にわたる方策を定めるものです。

一方、介護保険事業計画は、介護サービスの見込み量や制度の円滑な運営に資する方策等を定めるものであり、その内容は老人福祉計画に包含されていることから、両計画を一体として策定するものです。

高齢者保健福祉計画

すべての高齢者を対象とした、保健福祉事業に関する総合計画

介護保険事業計画

要介護（要支援）高齢者、要介護（要支援）となるリスクの高い高齢者を対象とした介護（予防）サービス、地域支援事業の基盤整備に関する実施計画

（3）他計画との関係

本計画は、本町の総合的なまちづくりの指針である総合計画のうち、介護保険事業を含む高齢者福祉分野について、より具体的な取り組みの方向性を定める行政計画です。策定にあたっては、南富良野町第５次総合計画（平成 25 年度から平成 34 年度）をはじめとする本町の関連計画、及び国・道の計画と整合性を図りながら、高齢者福祉事業及び介護保険事業を核とした取り組みについて定めています。

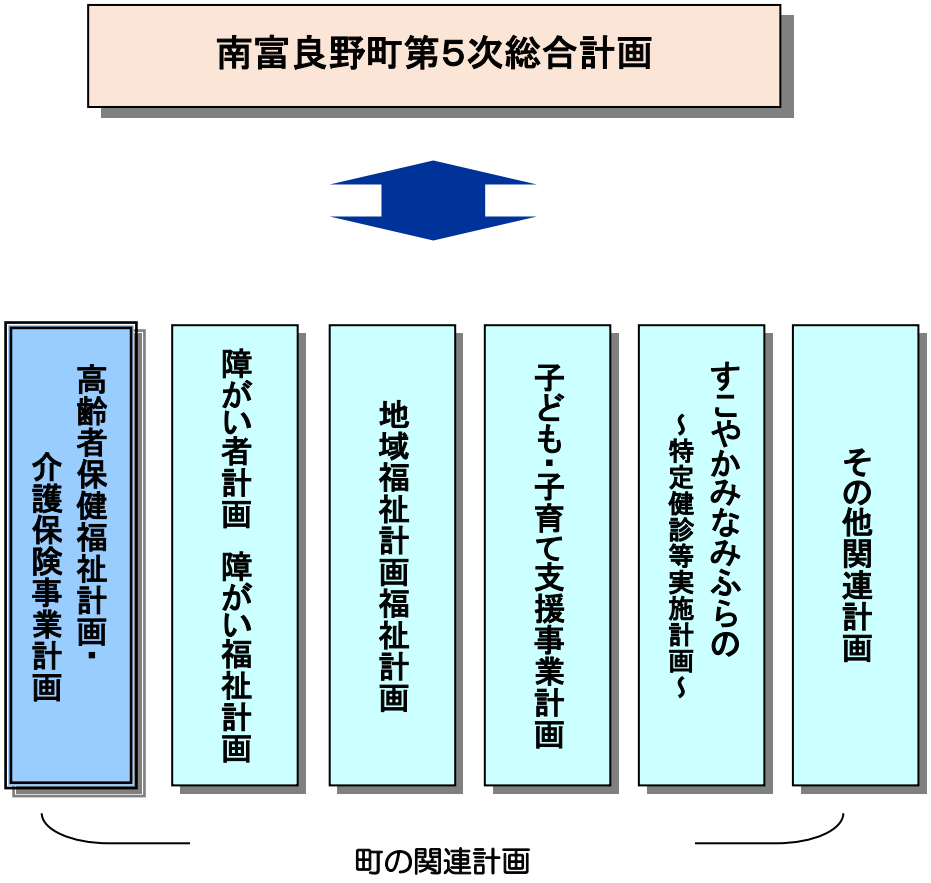

３　計画の策定体制

（１）アンケート調査の実施

今後の介護保険事業、高齢者保健福祉施策を推進していくために、町内にお住まいの高齢者や家族介護者に対して、日頃の健康や活動の状況、保健福祉サービスの利用状況、介護ニーズ等をおたずねし、計画策定の基礎資料としました。

調査種類	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
対象者	要介護認定を受けていない 65 歳以上の方	要介護認定を受けている方（施設入所者及び医療機関等へ入院されている人を除く）
実施期間	平成 29 年 9 月	平成 29 年 9 月
実施方法	郵送による配布回収	郵送による配布、回収
回収状況	配　布　数：600 件 有効回収数：371 件 有効回答率：61.8%	配　布　数：　59 件 有効回収数：　24 件 有効回答率：40.7%

（２）計画作成委員会の実施

本計画の作成については、医療・保健・福祉関係者、介護保険被保険者代表など、幅広い関係者の参加により意見を聞き、地域の特性に応じた事業が展開できるよう、計画作成委員会を設置して検討を重ねました。

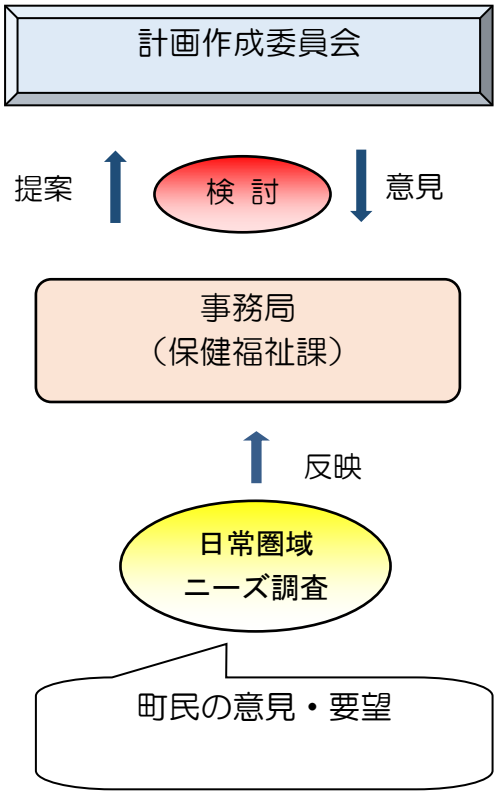

４　計画の期間

本計画は、平成 30 年度（2018 年度）を初年度とし、平成 32 年度（2020 年度）を目標とする３年が１期となる計画です。

なお、本計画は、第５期、第６期計画の延長線上に位置づけられ、平成 37 年（2025 年）を見通した中長期的計画の一端を担うものです。

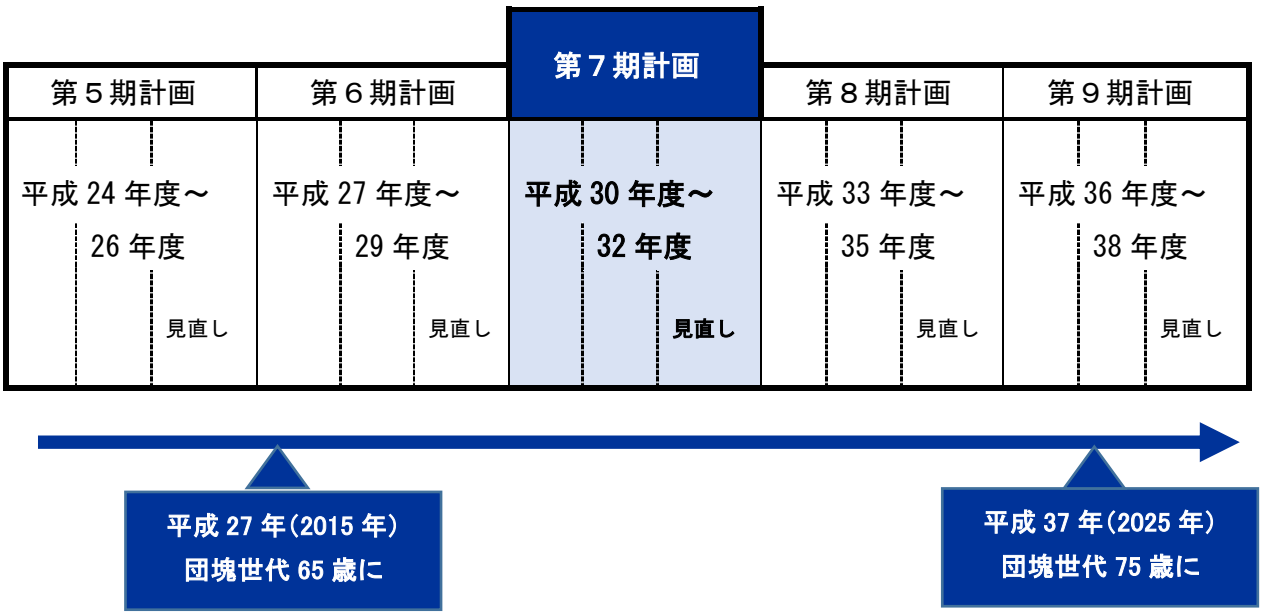

第２章　南富良野町の現状と将来推計

１　人口の状況

（１）人口の推移

本町の平成 29 年の総人口は 2,560 人、高齢者人口は 812 人となっています。

平成 24 年と平成 29 年を比較すると、総人口は、219 人減少しており、年々減少傾向で推移しています。

高齢者人口に関しても、減少傾向で推移していますが、高齢化率に関しては、平成 24 年の 31.2%から、平成 29 年の 31.7%と年ごとの増減はあるものの増加しています。

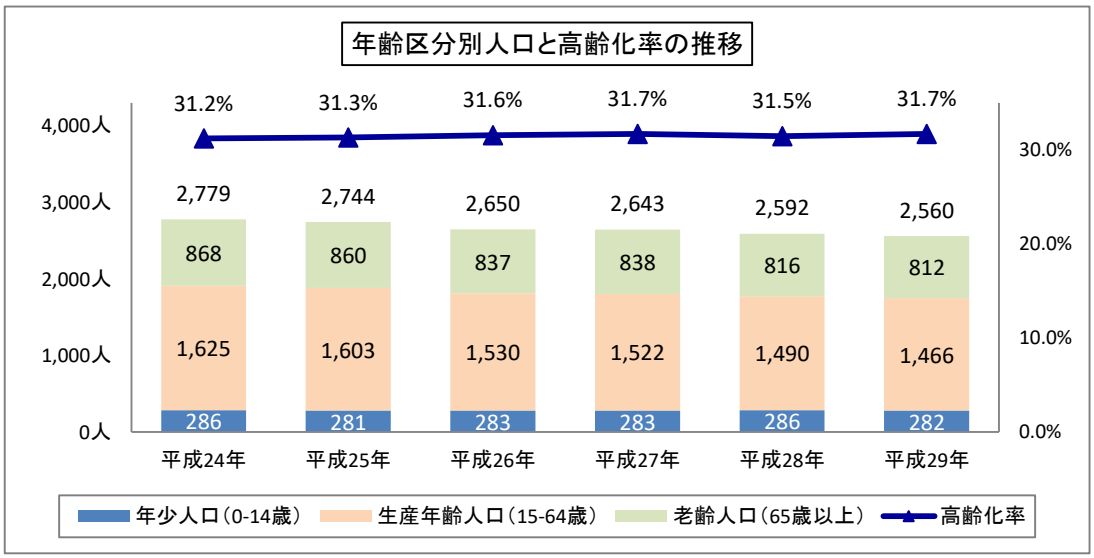

高齢者人口の内訳では、前期高齢者（65～74 歳）が平成 24 年の 341 人から平成 29 年の 323 人、後期高齢者（75 歳以上）は、平成 24 年の 527 人から平成 29 年の 489 人と、どちらも減少傾向で推移しています。

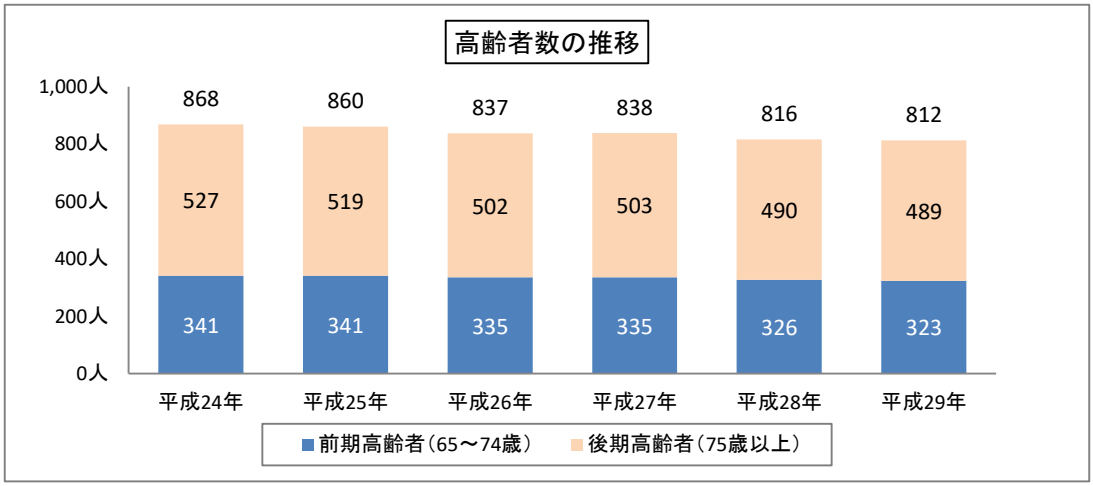

資料：住民基本台帳

（2）地区別人口

本町ではかなやま湖を境に、北落合・落合・幾寅・東鹿越を東部生活圏域、金山・下金山を西部生活圏域として生活圏が２つに分かれています。

生活圏域毎に東部地区は落合の高齢化率が 34.1％と高くなっており、西部生活圏は全体で高齢化率が４割を超え、特に金山の高齢化率は 53.2％と２人に１人以上が高齢者となっています。

	東部				西部	
	北落合	落合	幾寅	東鹿越	金山	下金山
人　口	103	176	1,837	11	235	198
65 歳以上	27	60	532	4	125	64
高齢化率	26.2%	34.1%	29.0%	36.4%	53.2%	32.3%

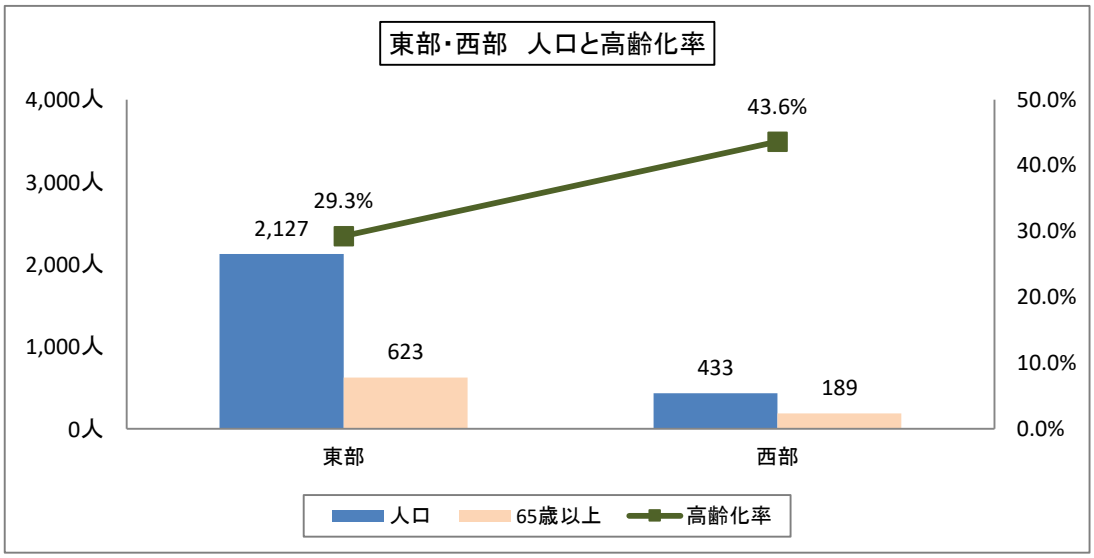

資料：住民基本台帳　平成 29 年 3 月末現在

2　高齢者世帯の状況

高齢者のいる世帯数は平成 12 年まで増加を続けており、その後、ほぼ横ばいで推移しており、平成 27 年では 483 世帯となっています。一般世帯に占める高齢者のいる世帯の割合は増加傾向で推移しており、平成 27 年には 42.7%となっています。

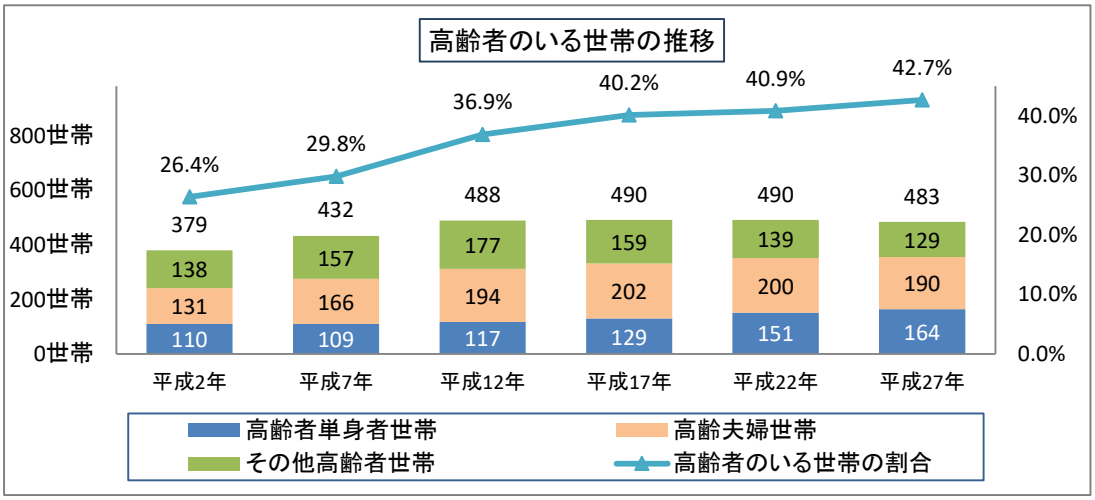

高齢者世帯全体に対する各世帯の割合をみると、平成 17 年以降、高齢者単身世帯は増加傾向で推移しており、一方、高齢者夫婦世帯、その他、高齢者世帯は減少傾向で推移しています。

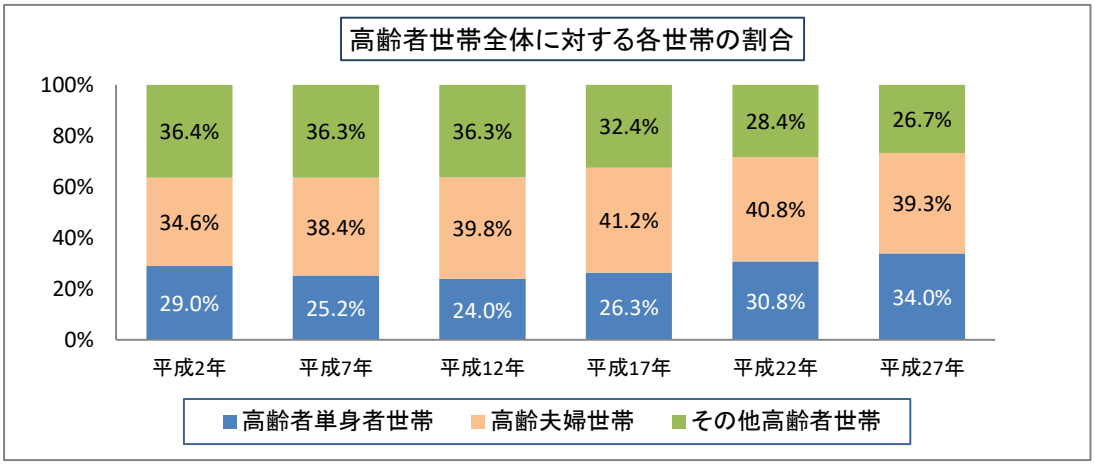

資料：国勢調査

３　高齢者等の将来推計

（１）総人口と高齢者数

平成 28 年 12 月末現在、南富良野町の人口は 2,592 人となっており、65 歳以上の人口高齢者数は816 人となっております。高齢化率は31.5%で北海道の高齢化率は29.7%（平成 29 年１月１日現在）と大きく上回っておりますが、今後の推計においては、人口は減少しますが高齢化率はほぼ横ばいとなり、平成 37 年度以降には高齢化率が減少していくことが予測されます。

このような状況から、人口減少等によりますます過疎化が進行し、地域力の低下が懸念されます。そのため、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、住民参加型のサービスなどの地域の特色に対応した各種サービスの体制や認知症高齢者の見守り体制、医療及び介護等、その人の要望や状態に沿った、切れ目の無いサービス提供を目指した地域包括ケア体制の構築が重要なことと考えられます。

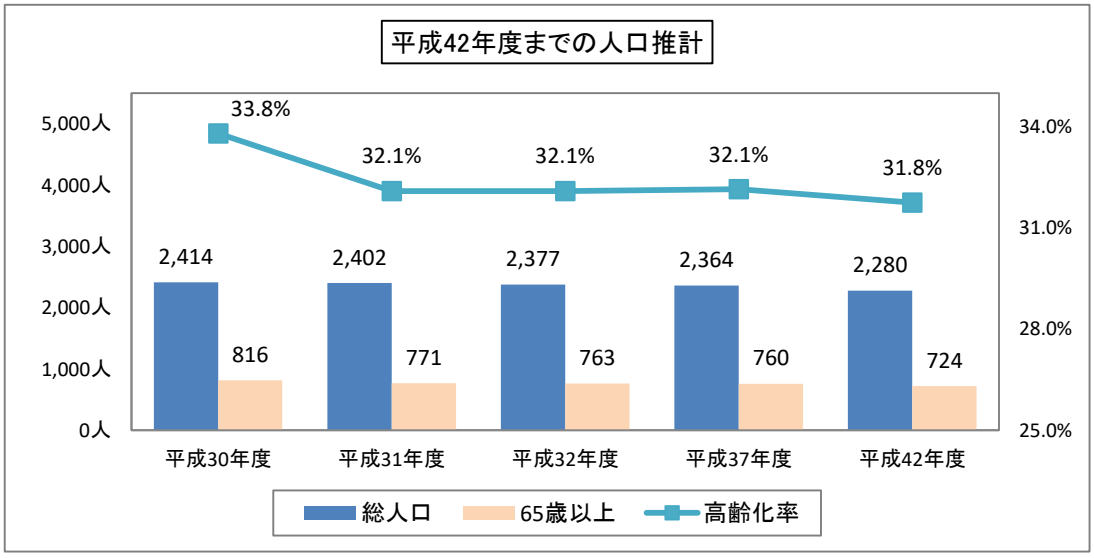

【住民基本台帳により算出】

（２）認知症高齢者数の推計

厚生労働科学研究費補助金(厚生労働科学特別研究事業)による認知症患者数と将来推計に基づき、南富良野町の認知症高齢者数を推計すると、平成 37 年には認知症高齢者が 134 人になると推計されます。

	平成32年		平成37年	
	人数	推定有病率	人数	推定有病率
認知症高齢者数	125	16.7%	134	18.5%

第３章　高齢者を取り巻く現状

１　高齢者の受診状況

（１）南富良野町の死亡の状況

65 歳未満の若い世代の死亡は年度により数人となっており、高齢者が約９割前後を占めています。

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
65 歳未満	3	3	0
65 歳以上	41	54	38
死亡総数	44	57	38

（２）健康診査

特定健診では 65 歳～74 歳の受診率が若い世代を上回っていますが、後期高齢者健診では 20%代となっています。高齢者においては治療中のため受診に影響していると思われます。

受診結果では、検査データ等に何らかの異常所見を有する人の割合が多くなっており、生活習慣の改善とともに適切な受診・療養が重要となっています。

受診者数と受診率

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度(暫定)	
	受診数	受診率	受診数	受診率	受診数	受診率
特定健診	233	52.8%	262	64.1%	156	36.8%
65～74 歳	135	61.1%	155	72.4%	101	46.1%
後期高齢者健診	115	33.9%	105	25.4%	110	26.6%

特定健診結果（該当率）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
一次予防(発症予防)	5.1%	8.7%	5.3%
二次予防(早期発見・治療)	32.2%	36.0%	30.5%
三次予防(再発・悪化予防)	62.6%	55.3%	64.1%

（3）がん検診

胃がん・大腸がん・肺がん検診では、65 歳以上の方の受診率は高くなっていますが、乳がん・子宮がん・前立腺がんでは少なくなっています。

精密検査の結果をみると、大腸、前立腺においてがんが発見されており、主治医に確認をしながら対応していくことが必要です。

受診者数と受診率

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度(暫定)	
	受診数	受診率	受診数	受診率	受診数	受診率
胃がん	284	15.7%	348	19.3%	296	17.9%
65 歳以上	136	16.5%	164	20.8%	136	18.4%
大腸がん	372	22.4%	365	22.1%	361	21.1%
65 歳以上	225	27.4%	216	27.4%	218	25.4%
肺がん	391	23.5%	382	23.1%	381	22.2%
65 歳以上	242	29.5%	242	30.7%	241	28.1%
子宮がん	116	17.6%	122	14.1%	86	13.5%
65 歳以上	31	11.8%	43	11.8%	52	14.2%
乳がん	130	24.5%	142	16.6%	131	19.3%
65 歳以上	46	17.4%	33	9.4%	54	14.5%
前立腺がん	61	10.0%	108	18.1%	129	15.3%
65 歳以上	32	9.9%	63	19.1%	35	9.8%

がん精密検査の結果

	平成 27 年度			平成 28 年度		
	該当数	該当率	がん	該当数	該当率	がん
胃がん	20	7.0%	0	24	6.9%	0
65 歳以上	18	13.2%	0	13	7.9%	0
大腸がん	27	7.3%	1	24	6.6%	0
65 歳以上	22	2.7%	1	17	7.9%	0
肺がん	14	3.6%	0	26	6.8%	0
65 歳以上	13	1.6%	0	16	6.6%	0
子宮がん	7	6.0%	0	7	4.7%	0
65 歳以上	0	0.0%	0	2	6.3%	0
乳がん	15	12.8%	0	18	13.8%	0
65 歳以上	5	1.9%	0	2	4.9%	0
前立腺がん	2	3.5%	0	10	9.3%	1
65 歳以上	1	2.6%	0	9	14.3%	2

（4）健康づくり教室等の状況

高齢者が集まる機会に日常の健康管理、機能低下の予防などを主体に、健康づくり教室として実施しています。加入数などの減少から実施数もやや少なくなる傾向にありますが、機会あるごとに予防的な関わりを進めていくことが必要です。

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		回数	実施数	回数	実施数	回数	実施数
老人クラブ	健康相談	11	156	12	148	5	62
	健康教育	11		9		5	
	体力測定	4		3		0	
千里大學	健康相談	1	30	1	57	1	26
	健康教育	1		2		1	
	体力測定	1		1		0	

（5）介護認定の要因

65 歳未満の介護認定者の 5～6 割が脳血管疾患となっており、医療圏及び介護保険の面からも発症予防を進めていくことが必要です。

認定者全体の介護要因でも脳血管疾患は上位をしめ、健康診査の受診により自身のからだの状態を知り、再発や悪化しないよう支援をしていくことが必要です。

２号認定者の状況

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
2号認定者数	4	4	3	2	3	3
脳血管疾患	1	1	1	0	2	2
内訳　脳出血	1	1	1	0	2	2
内訳　脳梗塞	0	0	0	0	0	0
脳血管疾患率	25.0%	25.0%	33.3%	0.0%	66.7%	66.7%
新規認定者	0	0	0	0	2	0

介護認定の要因

	平成 27 年度			平成 28 年度		
	内訳	件数	割合	内訳	件数	割合
1位	認知症	44	30.8%	認知症	34	26.0%
2 位	脳血管疾患	24	16.8%	高血圧	21	16.0%
3位	骨折･関節疾患	17	11.9%	脳血管疾患	19	14.5%
4位	高血圧	14	9.8%	骨折･関節疾患	15	11.5%
5位	心疾患	8	5.6%	心疾患	7	5.3%
その他	その他	36	25.2%	その他	35	26.7%
全体		143			131	

２　地域支援事業

○　介護予防事業の取組み状況

地域包括支援センターにおいて、一般高齢者を対象に基本チェックリストを配布し、二次予防事業対象者の把握に努めました。要支援者のためのケアマネジメントや二次予防事業対象者においては必要に応じて、介護予防ケアマネジメントを行っております。一般高齢者及び二次予防対象者に対し、地域支援事業における介護予防事業を提供して、介護状態にならないように予防、介護状態の改善という仕組みづくりを進めてきました。

また、平成 29 年度から、「介護予防訪問介護」・「介護予防通所介護」が地域支援事業の「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行され、当町におきましても、「第１号訪問事業」「第１号通所事業」を整備しました。

○　介護予防事業の概要

高齢者が住み慣れたところで健康的で元気に暮らし続けることができるために、介護予防の観点から、できるだけ要支援や要介護状態にならないように、介護保険制度における地域支援事業等を積極的に実施しました。

（１）二次予防事業対象者把握事業

介護予防効果を着実に上げるためには、二次予防対象者を的確に把握することが重要であるため、「基本チェックリスト」を基に、生活機能に関する状態の把握、健康診査、訪問活動、主治医等と連携して、対象者把握を実施しました。

（２）介護予防普及啓発事業

健康づくりや介護予防は、本人自らが意識を持って自発的に行わなければ、効果が期待できないため、予防意識の高揚に努めました。

介護予防に関わる人材養成や住民自らが積極的に活動するための地域活動組織の育成支援の取り組みとして、町内各ケ所で行われている生きがい活動や集会などに出向いて、定期的に健康相談や介護予防講座を実施しました。

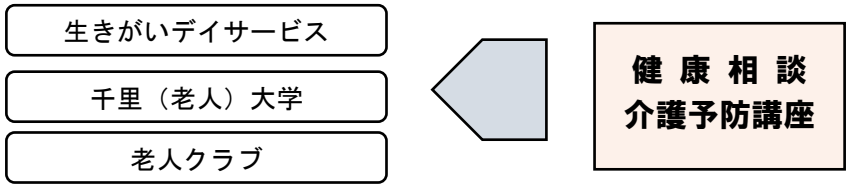

（3）生きがいデイサービス事業

一般高齢者や二次対象者の生きがいと社会参加を促進し、社会的孤独感の解消と自立生活の助長及び要介護状態になることを予防するために、各生活圏域にそれぞれ１ヶ所ずつ開設しています。

自宅から送迎して、レクリエーションを通じての健康づくりや交流、昼食の提供、入浴など心身ともに元気を維持するための事業として、大きな効果を上げています。

区分	地区	設置場所	回数	利用者延人数
東部圏域	幾寅	みなくる	95 回	1,623 人
西部圏域	金山	かなっぷ	46 回	320 人

（4）いきいき脳の健康教室

簡単な「読み書き・計算」の学習による脳のトレーニングを行い、健康な身体を維持し、認知症の予防を推進するとともに、学びを通じて人と人との交流ができ、高齢者がいつまでも住み慣れた場所で自分らしく生活できる地域づくりをめざして開催しました。

（5）ふれあい・いきいきサロン活動

町内会など小地域を基盤に住民が主体となり、高齢者が住みなれた地域で生きがいを持ちながら社会参加が図られるよう、サロン事業の普及、促進を図り、自主的な福祉活動の助長と共に支えあう福祉コミュニティづくりの推進を図りました。

各サロンの活動量は各地域により格差は生じていますが、継続による住民への認知度は年々高まりを増しており、サロン運営の支援者として地域住民が積極的に係わり合い、参加する人のボランティア意識の高揚、参加する高齢者の閉じこもり防止等、拠り所での交流により、生きがいづくりに多大な効果がありました。

地区	名称	支援者		活動
		町内会	ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ	
北落合	ふれあい交流会「北落合」	0	1	年 4 回
落合	郵遊サロン	9	3	随時
幾寅	ふれあい・いきいきサロン「朝日」	6	3	月 2 回
〃	ふれあいサロン「いこい」（東町）	7	11	月 1 回
〃	ふれあいサロン「ぎふ」	9	7	月 2 回
〃	いきいきサロン「西町」	6	3	月 4 回
〃	ふれあいサロン「浅野」	12	0	年 9 回
〃	お元気かい仲町	9	0	月 1 回
金山	にこにこサロン「金山」	6	0	月 1 回
下金山	ふれあいサロン「下金山」	5	6	随時

（6）ふまねっと教室

ふまねっと運動を通して、住民自身が地域活動の担い手として社会参加ができる機会をつくり、地域活動や介護予防のツールとして町内に普及することをめざして実施しました。

また、サポーターを養成して、相互の交流と情報交換を図るとともに、ふまねっと運動の技術向上を図りました。

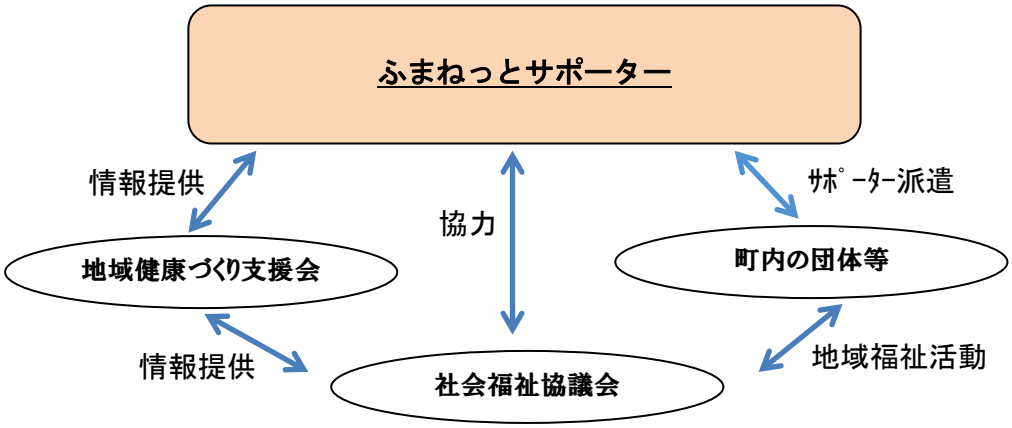

（7）地域介護予防活動支援事業

地域住民を対象に介護予防に関するボランティア等の人材育成や介護予防に関する保健福祉活動の育成支援により、生活機能の維持、身体機能低下の予防、また認知症になっても住み良い街づくりとして、介護予防に関する普及・啓発事業を実施しました。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
公文学習療法の開催	12 回	21 回	0 回
認知症サポーター養成講座	4 回	3 回	2 回

（8）家族介護支援事業

在宅介護を行っている家族などの介護の知識や技術の習得を行うとともに、日頃の悩みや介護負担の軽減を目的として実施しました。

（9）介護予防・日常生活支援総合事業

平成 29 年度から介護予防・日常生活総合支援事業を開始し、要支援認定者、事業対象が利用するための、ホームヘルパーサービスとデイサービスを「第 1 号訪問事業」と「第 1 号通所事業」として整備しました。

○介護予防・生活支援サービス事業の利用者

	平成 29 年
第 1 号訪問事業	11
第 1 号通所事業	18
合　計	29

○　包括的支援事業

（1）総合相談支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続してくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス関係機関及び制度の利用につなげるよう支援しました。

また、高齢者や家族からの支援に対し、相談内容や緊急度によって多職種間で連携をとり、様々な相談に対応できるよう取り組んでいます。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
電　話	217 件	135 件	257 件
訪　問	1,332 件	1,163 件	1,465 件
来　所	68 件	46 件	30 件
その他	90 件	54 件	29 件
合　計	1,707 件	1,398 件	1,781 件

（2）ワンストップ相談支援事業

高齢者、障がい者、児童など対象者を区別することなく、住民の暮らしを守り、高める考え方に基づき、包括的な相談支援の体制をより充実できるよう、多種多様な相談に対応できるよう研修会を行いました。

また、出張ワンストップ相談会としてサロンの場を活用した相談支援体制を推進するよう実施しました。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
分野を問わない基礎的な知識獲得のための職員研修	8 回	10 回	4 回
出張ワンストップ相談会の開催	4 回	3 回	2 回

（3）権利擁護事業

地域住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある住民に対し、町社会福祉協議会の生活サポートセンターと連携を図り、成年後見人制度の活用促進、あんしんサポート事業による生活支援、施設措置の支援・虐待への対応、消費者被害の防止に努めました。

①あんしんサポート事業

生活の基盤となる日常の金銭管理をサポートすることで、借金による人間関係のトラブルや地域からの孤立を防ぐとともに、必要に応じ、債務整理等、法律の専門家と連携して、安心して生活できるよう支援を行いました。

また、法律の専門家や実際に活動をしている方に講師を依頼し、成年後見人制度の講習会を開催いたしました。

（4）包括的・継続的マネジメント支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことが出来るよう、主治医と介護支援専門員との連携をはじめ、他の様々な職種との協働や地域の関係機関との連携を図ると共に、介護予防マネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントを実現するため介護支援専門員に対する後方支援を行いました。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
小地域ネットワーク会議の開催	1 回	1 回	1 回
地域ケア会議の開催	13 回	23 回	11 回

（5）認知症施策総合推進事業

高齢者が認知症になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できるような地域づくりと、医療・介護などのサービスが切れ目なく連携できるよう、認知症の知識普及やサポーターの養成、活動支援を行い、また認知症高齢者やその家族を支援しているような体制を推進するため、多職種協働による「認知症ケア推進サポートチーム」を設置しました。

認知症ケア推進サポートチームに認知症地域支援推進員を配置し、地域活動から現状を把握し医療や福祉などとの連携を積極的に行う支援活動を実施しました。

①認知症カフェ

認知のある本人と家族の方のために茶話会として毎月定期開催

②認知症の普及・啓発

認知症サポーターの会「笑笑笑（わっはっは）」を立ち上げ、毎月定期開催し、認知症についての知識や対応方法を取得する場を設けました。

③早期診断・早期対応

地域の人や民生委員、家族からの相談等から情報を得て、認知症疾患の臨床診断を受けていない人を認知症の早期診断を行う医療機関（認知症疾患医療センター）への受診を進め、進行の予防と地域生活の継続、本人やその家族の支援を積極的に行い、医療連携とフォロー等行いました。

（認知症疾患医療センターとして砂川市立病院や帯広大江病院等と連携）

３　高齢者福祉事業の現状

○　取組状況

本町は、介護保険制度施行後、制度理念に基づき在宅福祉推進のため、要介護者等の状態像に応じて、居住と各種在宅支援サービスの組み合わせにより、措置制度から続いていた施設型福祉を在宅型福祉へ移行するよう計画的に実施してきました。

平成２７年４月には西部圏域の金山地区に高齢者生活支援ハウスが整備されたことにあたり、東部圏域と同様の整備体制が整い、安心の確保を図ることができました。

しかし、近年、高齢化が著しく進行するなか、要援護高齢者等が増加し、悪徳訪問販売や金銭搾取等の経済的虐待、地域住民とのトラブル等、多くの問題が現れてきています。

このことから、町社会福祉協議会にて設置されている、権利擁護事業を専門的かつ包括的に実施する南富良野町生活サポートセンターを総合相談窓口として、地域包括支援センターと連携を強化し、債務整理や消費者被害保護、各種手続き支援、日常生活自立支援事業、法人後見の実施など、認知症高齢者や判断力が低下した高齢者が地域で安心して暮らし続けるための総合的支援が多大な成果を上げている状況にあります。

【居住の確保と生活支援サービスの連動】

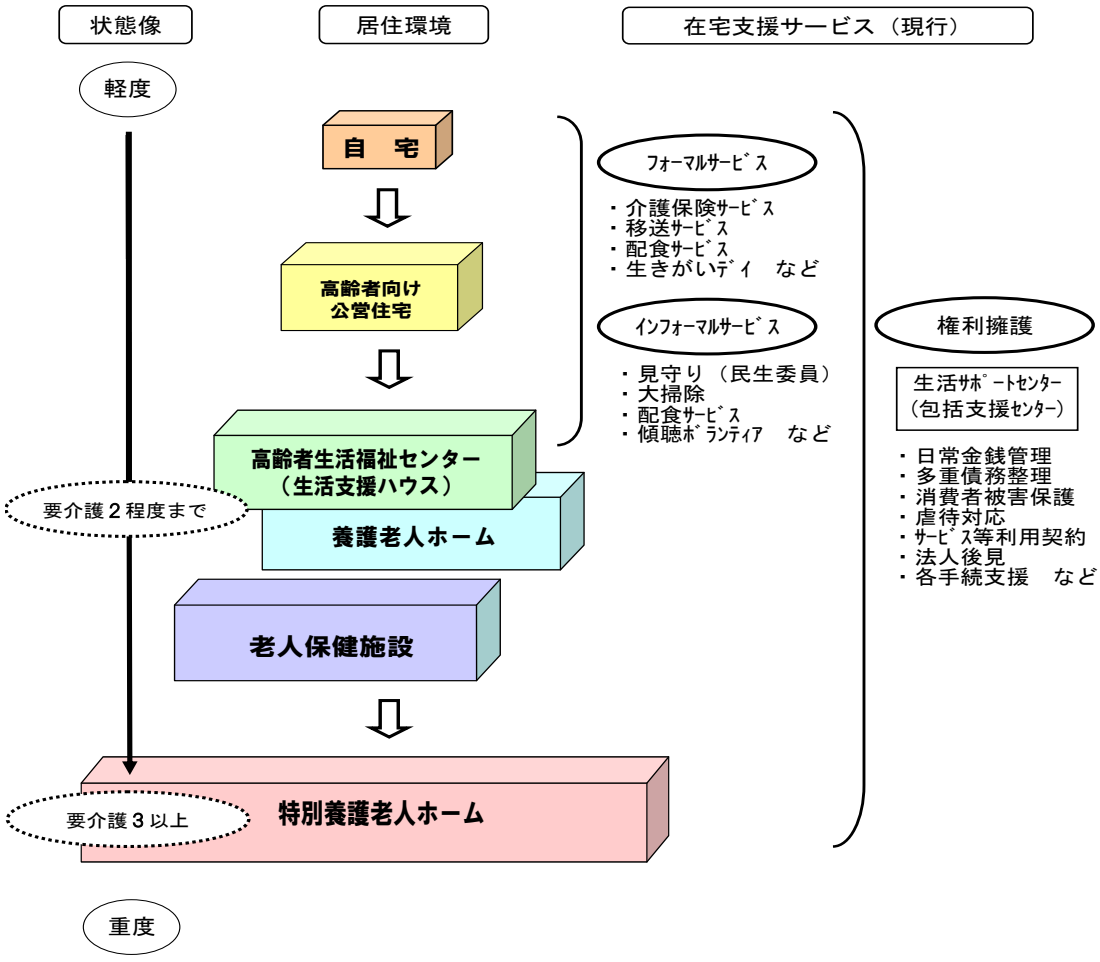

○　在宅福祉サービスの概要

住み慣れた地域で、安心して生活が続けられるように、安心できる居住の確保と次の在宅福祉サービスを提供しています。

（1）軽度生活援助事業

65 歳以上の方を対象に運転代行や散歩介助など外出時の援助や家周りの手入れなど日常生活上の援助を行うサービスを提供します。

利用料:200 円/1 時間当たり

区　分	利用者数	回　数	時間(延)
平成 26 年度	78 人	123 回	734 時間
平成 27 年度	80 人	143 回	914 時間
平成 28 年度	93 人	155 回	956 時間

（2）生活管理指導員派遣事業（ヘルパー派遣）

65 歳以上で、介護保険による要支援・要介護認定を受けていない方で、日常生活に関する支援・指導が必要な人を対象に家事援助、入浴援助、相談などのためホームヘルパーを派遣します。

利用料:300 円／1時間当たり

区　分	利用者数	時間(延)
平成 26 年度	47 人	158 時間
平成 27 年度	44 人	199 時間
平成 28 年度	30 人	168 時間

（3）生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ）

65 歳以上で、介護保険による要支援・要介護認定を受けていない方で、家族に家事のできる人がいない人を対象に 原則７日以内 で一時的に施設において生活の世話をするサービスを提供します。

利用料:(一味園)1.120 円 ～ 2,200 円／1日当たり

(ふくしあ)1,640 円 ～ 2,720 円／1日当たり

（4）寝具洗濯乾燥消毒サービス事業（ふとん洗濯）

65 歳以上でふとんの上げ下げができない人を対象に、ふとんの衛生管理のため、洗濯及び乾燥消毒を行い、在宅で自立した生活を支援します。

年１回の利用で１人３枚を限度とします。

利用料：100円／1枚当たり

区　分	利用者数	枚数（延）
平成 26 年度	23 人	52 枚
平成 27 年度	22 人	51 枚
平成 28 年度	28 人	71 枚

（5）除雪サービス事業

除雪作業が困難な 65 歳以上の高齢者世帯で、住宅の出入口から公道までの通路（幅 1.5ｍ）を除雪して、冬期間の生活環境の支援を行います。

屋根の雪下ろしは、必要に応じて対応します。

利用料：無料

区　分	時間（延）
平成 26 年度	701 時間
平成 27 年度	755 時間
平成 28 年度	658 時間

（6）外出支援（移送）サービス事業

65 歳以上及び障がい者を対象に自宅から病院または福祉施設利用の際に送迎用の車両により送迎を行い、安心して在宅生活が送れるよう支援します。

車椅子やストレッチャーによる送迎も可能です。

内　容：① 町内～診療所の通院

② 町外～病院の通院・福祉施設利用の送迎（介護認定者・障がい者を対象）

利用料：① 無料

② 福祉有償運送規定の額（ＪＲ料金と同額）

利用料：（往復料金）※②の利用料

	富良野	旭川	赤平	新得	帯広
北落合・落合	2,080 円	4,160 円	3,580 円	1,060 円	2,820 円
幾　寅	1,620 円	3,700 円	3,200 円	1,420 円	3,200 円
金　山	1,060 円	3,140 円	2,460 円	2,080 円	3,580 円

（7）家族介護用品給付事業（オムツ等助成）

65 歳以上で、介護用品を必要とする介護保険による要介護４・５の認定を受けた人を対象に紙おむつ、尿とりパット、清拭剤、ドライシャンプー等購入経費の一部助成します。

助成額：購入費の9割分（10 万円を限度）

（8）住宅改修給付事業

介護保険による要介護者で、介護保険給付で、限度額を超えて住宅改修を行う場合に改修費の一部助成を行い、居住環境の整備を支援します。

助成額：改修費の9割分（20 万円を限度）

（9）家族介護慰労事業

介護保険による要介護４・５の認定者のうち町民税が非課税の世帯で、過去１年間介護保険サービスを受けなかった人の家族に慰労金を贈呈するものです。

※過去１年間サービスを受けない人～年間１週間程度のショートステイを除く

贈呈額：年額 10 万円

（10）配食サービス事業

調理が困難な下記の高齢者に夕食（弁当）を提供して、栄養の確保を図るものです。

※配付～月曜日～金曜日

対象者：65 歳以上の調理困難者

利用料：300 円／1食当たり

区　分	利用者数	食数（延）
平成 26 年度	242 人	2,674 食
平成 27 年度	189 人	2,378 食
平成 28 年度	142 人	1,920 食

（11）金山地区買い物支援事業

金山地区において日用生活用品等の買い物を商店のある幾寅地区に移送し、住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援しています。

区　分	利用者数	回数
平成 26 年度	231 人	78 回
平成 27 年度	221 人	86 回
平成 28 年度	252 人	83 回

第４章　介護保険事業の実施状況

１　被保険者数の推計

平成 32 年度までの被保険者数の推計は下記の通りです。

第１号被保険者（65 歳以上）は若干の減少傾向で推移し、平成 32 年度には 748 人になる見込みです。

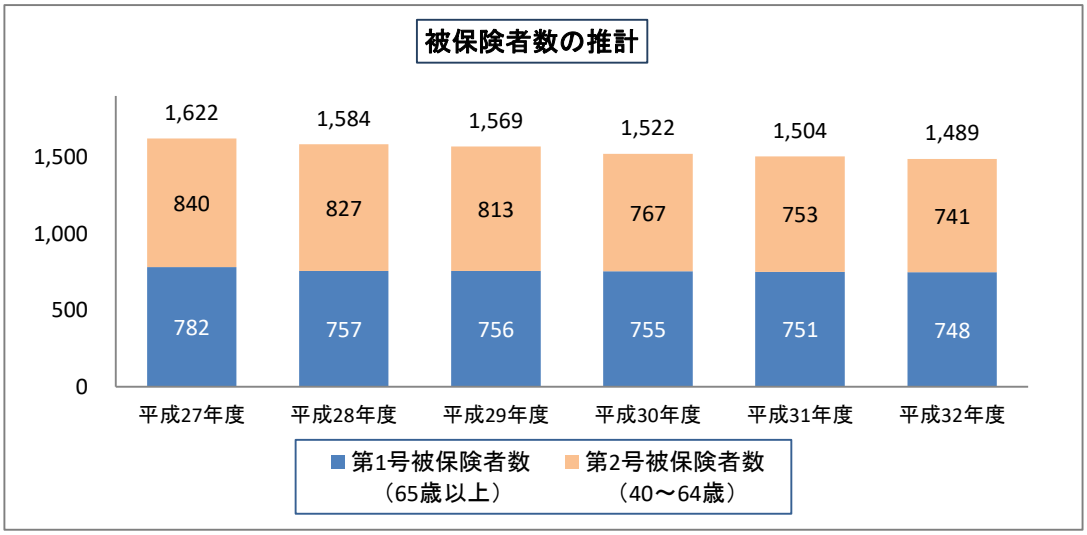

資料：平成 27～29 年度　介護保険事業状況報告
平成 30～32 年度　推計値

２　要介護認定者の状況

（１）認定者数の推計

要介護（支援）認定者は、平成 30 年度以降ほぼ横ばいと推計されており、平成 32 年度は 137 人になる見込みです。

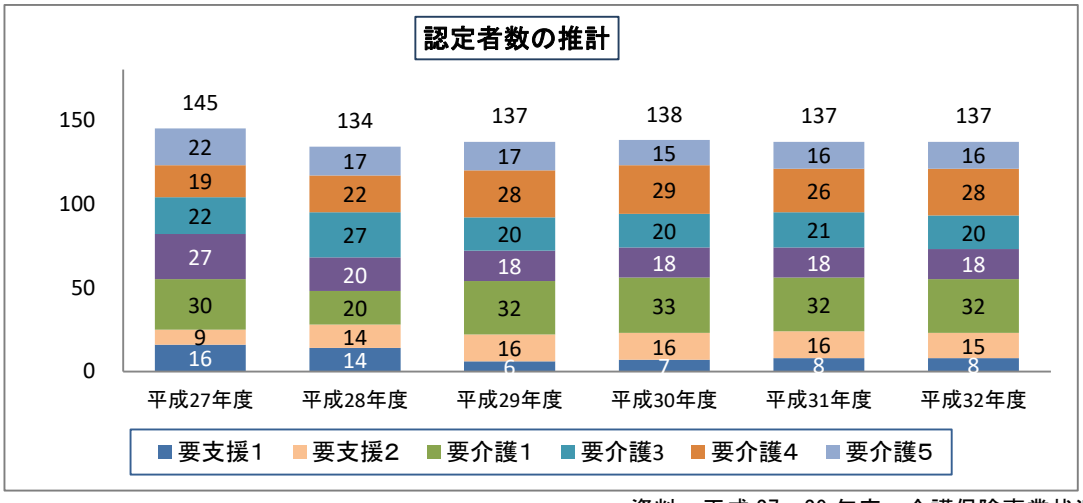

資料：平成 27～29 年度　介護保険事業状況報告
平成 30～32 年度　推計値

（2）認定者数の推移

要介護（支援）認定率は、平成 24 年から平成 29 年まで年ごとのばらつきはあるものの概ね 18%前後で推移しています。

全国、北海道と比較すると、平成 27 年までは北海道より低く全国より高く推移しており、平成 28・29 年は北海道より低く全国とほぼ同水準となっています。

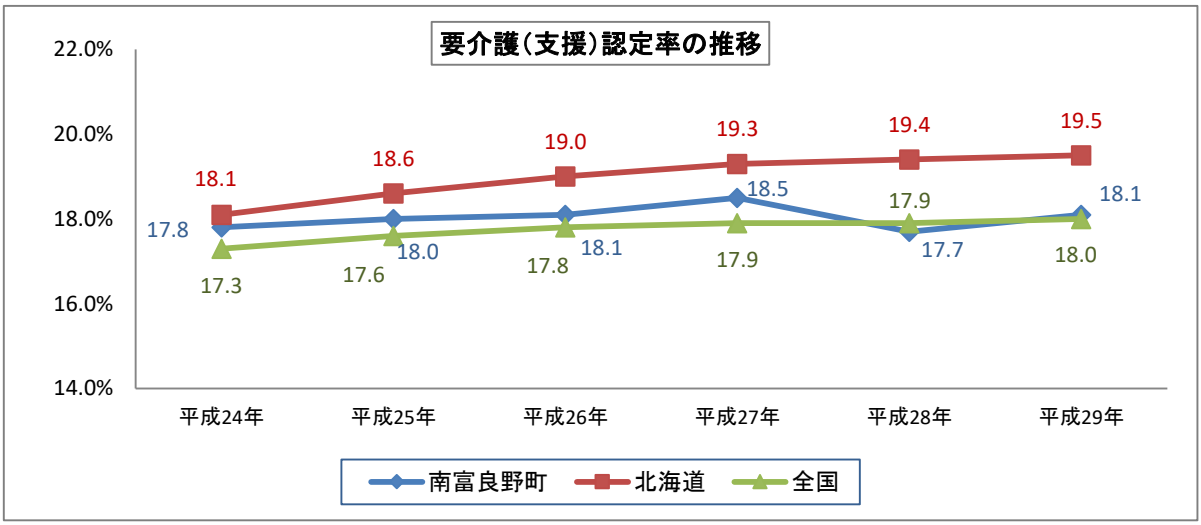

資料：介護保険状況報告　各年 3 月末時点

３　介護保険サービスの給付状況

（１）介護費用額の推移

介護費用額は、平成 23 年度以降、年度ごとの増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

サービス種別では、在宅サービス、居住系サービスが増加傾向で推移しています。

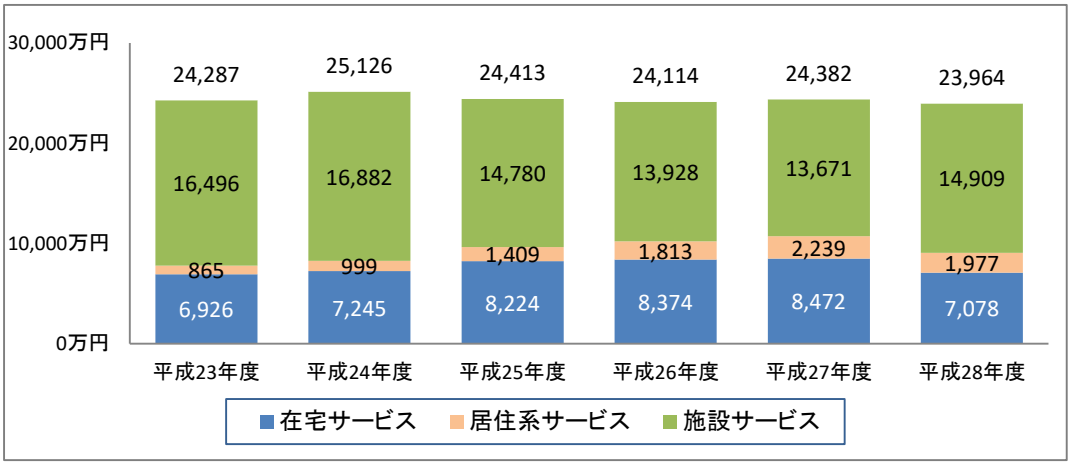

資料：介護保険状況報告

（２）第１号被保険者１人１月当たりの費用額

第１号被保険者１人１月当たりの費用額は、年度ごとのばらつきがみられますが、平成 26 年度以降は若干の増加傾向にあります。

全国、北海道と比較すると、全ての年度において全国及び北海道より高い水準で推移しています。

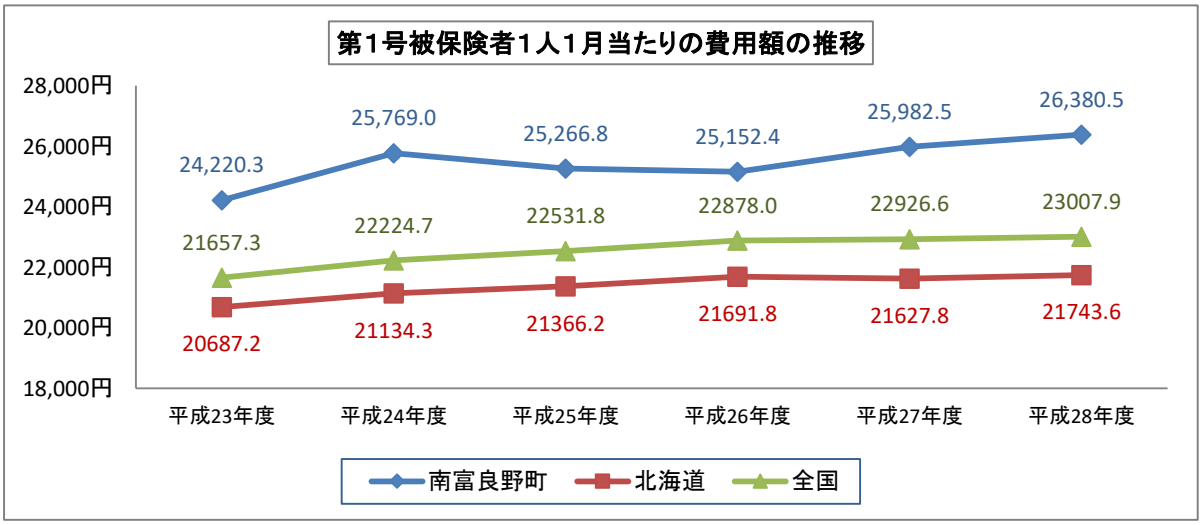

資料：介護保険状況報告

４　介護保険サービスの利用状況

第６期計画中の介護保険サービスの利用状況は次のとおりとなっております。

（１）居宅介護サービスの利用状況

①訪問介護

利用実績は計画値よりに年々減少している状況であり、平成 29 年度には介護予防訪問介護が地域支援事業へ移行されたことや、訪問介護利用者が重度化により施設等のサービス利用者になり、訪問介護の利用者が減ってきております。

（単位：回、千円）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込）
実績	回数	5,208	4,012	2,972
	給付費	24,449	19,154	14,437
計画	回数	6,521	6,211	5,560
	給付費	22,431	21,617	19,382

②訪問看護

訪問看護については、身体状況に応じて利用者数が年度により変動しております。また、平成 ２９年度の給付費は過年度に渡り過誤が発生したため、マイナス値となっております

（単位：回、千円）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込）
実績	回数	139	42	71
	給付費	943	345	-967
計画	回数	71	84	72
	給付費	539	733	719

③訪問リハビリテーション

利用実績は計画値より少なくなっており、利用者も減少してきております。

（単位：回、千円）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込）
実績	回数	213	160	118
	給付費	1,189	988	676
計画	回数	212	232	252
	給付費	1,375	1,343	1,324

④居宅療養管理指導

計画で見込んでいた利用見込みより実績・利用者とも少し多くなっております。グループホームのサービスや特定施設入所者生活介護と併せて、口腔ケア等指導についての利用者が増加しました。

（単位：人、千円）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込）
実績	人数	7	5	7
	給付費	465	381	434
計画	人数	2	2	2
	給付費	105	106	109

⑤通所介護

平成 28 年度から、「南富良野町デイサービスセンターゆうゆう」と「南富良野町デイサービスセンターかなっぷ」が、制度の改正により地域密着型通所介護に移行したため、移行後大きく減少をしております。

（単位：回、千円）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込）
実績	回数	3,459	465	193
	給付費	23,089	3,981	1,596
計画	回数	2,723	2,783	2,712
	給付費	23,159	23,116	20,005

⑥地域密着型通所介護

平成 28 年度から、「南富良野町デイサービスセンターゆうゆう」と「南富良野町デイサービスセンターかなっぷ」が、制度の改正により地域密着型通所介護に移行したため、平成 28 年度より実績大きく増加しております。

（単位：回、千円）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込）
実績	回数	0	2,114	2,114
	給付費	0	15,532	17,443
計画	回数	0	0	0
	給付費	0	0	0

⑦通所リハビリテーション

計画では利用を想定しておりませんでしたが、一時的に町外の家族等の元で生活している介護認定者について利用がありました。

（単位：回、千円）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込）
実績	回数	112	49	51
	給付費	744	453	592
計画	回数	0	0	0
	給付費	0	0	0

⑧短期入所生活介護

平成 27・28 年度については、計画値と同様の推移でありましたが、平成 29 年度には、一時的に在宅での日常生活が困難となった新規利用者が増加しました。

（単位：日、千円）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込）
実績	日数	1,729	1,354	1,539
	給付費	11,891	9,983	12,561
計画	日数	1,428	1,420	1,428
	給付費	10,774	9,991	9,795

⑨短期入所療養介護

第 5 期中に利用実績がなく、計画を見込んでおりませんでしたが、平成 27・28 年度に短期入所療養介護の実績がありました。

（単位：日、千円）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込）
実績	日数	22	9	0
	給付費	153	95	0
計画	日数	0	0	0
	給付費	0	0	0

⑩特定施設入所者生活介護

計画では約５名の利用者予定で見込んでおりましたが、第６期中の平成 27 年度については２名増加の７名の利用者があり、平成 28・29 年度については１名増加の６名の利用者がありました。

（単位：日、千円）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込）
実績	日数	96	82	85
	給付費	14,536	11,206	11,265
計画	日数	70	71	60
	給付費	9,728	9,709	9,709

⑪福祉用具貸与

計画値と概ね同様の実績となっております。今後も１人１人の貸与状況を確認し適切な給付であるか確認いたします。

（単位：人、千円）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込）
実績	人数	452	414	357
	給付費	3,781	3,995	3,800
計画	人数	353	359	336
	給付費	3,859	3,863	3,936

⑫認知症対応型共同生活介護

計画では約１名の利用者予定で見込んでおりましたが、第６期中については１名増加の２名の利用者がありました。

（単位：人、千円）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込）
実績	人数	24	28	24
	給付費	5,614	6,584	6,106
計画	人数	12	12	12
	給付費	2,797	2,792	2,792

⑬地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護

計画では約１名の利用者予定で見込んでおりましたが、第６期計画が始まってすぐ自然減のため、実績が殆どありませんでした。

（単位：人、千円）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込）
実績	人数	1	0	0
	給付費	14	0	0
計画	人数	12	12	12
	給付費	2,457	2,452	2,452

⑭小規模多機能型居宅介護

平成 28 年度に災害で一時的に利用があり、平成 29 年度に給付実績があります。

（単位：人、千円）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込）
実績	人数	0	0	15
	給付費	0	0	1083
計画	人数	0	0	0
	給付費	0	0	0

⑮住宅改修費

各年度とも恒常的に利用実績があり、平成 29 年度については新規介護認定者や既存介護認定者で住宅改修が必要な利用者が増加しました。

（単位：人、千円）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込）
実績	人数	5	7	11
	給付費	491	631	846
計画	人数	6	6	5
	給付費	477	464	441

⑯特定福祉用具購入費

各年度とも恒常的に利用実績があり、計画値より増加している傾向にあります。

（単位：人、千円）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込）
実績	人数	6	3	6
	給付費	199	156	262
計画	人数	6	5	5
	給付費	85	85	84

⑰居宅介護支援

平成 27 年度は計画値より利用者・実績も上昇しておりますが、平成 28 年度以降には計画値と概ね同様の実績となっております。

（単位：人、千円）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込）
実績	人数	888	748	772
	給付費	9,599	8,223	8,105
計画	人数	773	756	756
	給付費	8,064	7,965	7,697

（２）施設サービスの利用状況

施設サービスは下記の①から③までわかれており、第６期計画中の利用実績は下記のとおりとなっております。

①介護老人福祉施設

計画では各年度において ３７人の利用で見込んでおりましたが、在宅サービスの利用者が重度化により、介護老人福祉施設へ入所したため給付費も増加しました。

（単位：人、千円）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込）
実績	人数	37	43	42
	給付費	110,318	123,208	123,006
計画	人数	37	37	37
	給付費	116,778	116,553	116,553

②介護老人保健施設

介護老人保健施設は、日常生活動作のリハビリ等をおこないながら在宅生活復帰を目指す施設であることから、身体の状況により利用者数も変動し、各年度により利用者数が変動しており、平成 29 年度から自然減のため実績がありませんでした。

（単位：人、千円）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込）
実績	人数	1	2	0
	給付費	1,228	4,653	0
計画	人数	1	1	1
	給付費	3,277	3,271	3,271

③介護療養型医療施設

計画では各年度おいて２人の利用で見ておりましたが、平成２８年度途中から自然減のため、１人の利用となっております。

（単位：人、千円）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込）
実績	人数	2	2	1
	給付費	11,926	6,607	3,964
計画	人数	2	2	2
	給付費	10,084	10,065	10,065

第５章　基本構想

１　基本理念

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、本計画における全ての施策は基本理念の実現に向けた構成となります。

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第６期計画）」では、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、一人一人の自立と尊厳を支えることができるようにすることを目指すため、高齢者保健福祉事業及び介護保険事業のさらなる充実を図り、地域包括ケアシステムの推進を図りました。

今回の第７期計画においては、この地域包括ケアシステムを深化・推進することを目的として、前期計画の基本理念「住み慣れた南富良野町でみんなが支え合い、いきいきと安心して暮らすことができる地域包括ケアの推進」を継続し、引き続き理念の実現に向けた取り組みを推進します。

基本理念　**住み慣れた南富良野町でみんなが支え合い、いきいきと安心して暮らすことができる地域包括ケアの推進**

２　基本目標

基本理念である「住み慣れた南富良野町でみんなが支え合い、いきいきと安心して暮らすことができる地域包括ケアの推進」の実現に向け、計画期間の３年間で実現すべきこととして、次の４項目を基本目標として、総合的に推進します。

基本目標１	いきいきと暮らせるために（高齢者の生活基盤の充実と活躍支援）
基本目標２	安心して暮らせるために（地域特性に応じた地域包括ケアシステムの推進）
基本目標３	介護保険事業の安定的な運営のために
基本目標４	質の高いサービス提供体制の確保

３　基本目標に基づく施策

本町の保健福祉事業と介護保険事業を総合的に結びつけて、長年住み慣れた地域において、住民が安心して暮らすための切れ目ないサービスを提供するとともに、住民相互の支え合いによる、温かい地域づくりをめざして次の施策を推進します。

基本目標１	いきいきと暮らせるために（高齢者の生活基盤の充実と活躍支援）

（１）生きがいをもつための支援

〇老人クラブや高齢者（千里）大学などにおいて、趣味、教養の向上、レクリエーション等の実施協力と企画支援を実施する
〇生きがい活動のサークル立ち上げと仲間づくりの協力及び支援する
〇自主サークルなど活動の場の確保のため、保健福祉センターや関係公共施設の利用を援助する

（２）健康づくり支援

〇健康診査を通して、健康づくりへの意識の向上に努め、生活習慣病の危険因子の低減、また、重大疾病の早期発見を図る
〇関係機関において、健康に関する情報の共有化を進めて、必要な保健サービスが的確に提供される体制の整備を図る
〇相談や訪問を通じて、自身が健康課題に気づき、発症予防から悪化・重症化予防にかかる、健康づくりを推進する

（３）高齢者の社会活動と参加の促進

〇老人クラブ活動の広報・啓発に努め、活動の拠点となる老人憩の家やゲートボール場の適切な維持管理を行う
〇老人クラブ会員の健康づくりや介護予防活動の支援を実施する
〇ボランティア活動により、高齢者が社会参加や地域貢献を行い、自らの介護予防を行う介護支援ボランティア事業の充実を図る
〇各地域や社会福祉協議会で実施している介護予防やサロン活動への充実した支援・協力の充実を図る

（４）高齢者の権利擁護

〇高齢者虐待マニュアルにて、高齢者の虐待が敏速に通報されるよう実施、また、介護事業所及び地域住民に対し正しい知識習得のための啓発活動を行う
〇後見人制度の研修の実施や普及活動等を行う

（５）就業機会の拡大

〇高齢者の増加と多様化するニーズに対応するよう、高齢者事業団など高齢者雇用・就業機会等自主的な運営基盤の確立を支援する

〇高齢者事業団の運営補助の継続と自主事業の企画・立案の支援を行う

基本目標２　安心して暮らせるために（地域特性に応じた地域包括ケアシステムの推進）

（１）生活支援・介護サービスの充実

〇平成 29 年度から実施している「介護予防・日常生活支援総合事業」における要支援認定者及びチェックリスト対象者へ第１号訪問事業と第１号通所事業の充実を図るとともに、地域住民との連携及びニーズに応じて、生きがいデイサービスを含めた一般介護予防事業の充実推進を図る

〇生活支援サービスの充実を図るとともに地域における支え合いの体制づくりを推進するため、生活支援コーディネーターを配置し、介護・医療・福祉関係者及び地域住民等が集う場を開催し、介護意識の向上を図り、また、住民ニーズ等を把握し複数の団体で形成する協議体により、情報共有及び連携・協働による資源開発等の推進を行う

〇二次予防事業の強化として、生活総合機能改善機器を使用して「運動・口腔・認知」機能の向上・改善に努める

〇日常生活に支障をきたす状況（症状・行動・意思疎通など）がみられる高齢者の金銭管理や住宅管理など、寄り添う生活支援体制を充実し引き続き実施する

〇ひとり暮らしの高齢者に対し、急病や災害時における敏速な対応ができる体制を整備するとともに、定期的な安否を確認する

（２）認知症施策の推進

〇認知症総合支援事業において、専門職で形成する認知症初期支援チームを配置し、医療・介護サービスを受けていない１号・２号被保険者を対象に訪問を行ない、本人及び家族等と面談をして、早期診断及び早期対応に向けた支援体制を構築する

〇認知症ケアについて多職種連携による包括的支援体制である認知症地域ケア推進サポートチームの充実を図る

〇小地域での見守りネットワークの充実を図り、住み慣れた地域での生活が継続できるよう関係機関との連携を深める

〇認知症キャラバンメイト養成講座にて養成した認知症サポーターにより、地域ぐるみの支援体制の推進

〇早期受診、早期診断を容易にできる環境を整備するため、認知症専門医療機関と速やかに連絡ができる体制の推進

（３）在宅医療・介護連携の推進

〇在宅医療・介護連携推進事業により、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で最後まで暮せるため、在宅医療と介護を一体的に提供できるよう医療介護関係機関の連携推進を図る

〇救急（消防）と連携し、緊急時における連絡先や日常の服薬情報など共有することにより、救命業務の円滑化を図る

〇医療機関との情報共有化により、適切な判断が行われ、各種申請に必要な診断書及

び介護保険におけるかかりつけ医意見書の適正化を図る
〇訪問医療・訪問看護に対する実現性について検討を図る
〇容易にできる環境を整備するため、医療機関と速やかに連絡できる体制の推進

（４）安心住まいの確保

〇高齢者が住み慣れた自宅で安心に暮らすために、身体状況に合わせた住宅改修等の支援をするため、介護保険などによる住宅改修助成事業の周知・啓発を図る
〇身体状況や住宅の管理状況等により、自宅に住むことが困難な場合、高齢者向け公営住宅や安心して住むことができる住宅の適切な確保の支援
〇現在東部地区の幾寅と西部地区の金山に各１箇所ずつ開設している、身体機能の低下や認知症により、昼夜の見守りが必要になった高齢者が安心して住むための、生活支援ハウスの継続運営の実施

基本目標３　介護保険事業の円滑な運営のために

（１）制度の公正な運営

〇町が指定をする地域密着型サービス事業所に対して指導等を行い、適正な介護給付に取り組むとともに、介護保険料の賦課徴収に努めます。

（２）低所得者対策

〇生活困難者等に対する社会福祉法人等による利用者減免については、減免対象を引き続き維持するとともに、住民やケアマネージャー等へ分かりやすく制度内容を周知し、減免漏れのないよう配慮する
〇減免判定の根拠となる所得等の調査を徹底し、公正公平な減免を実施して、制度の安定的な運営に努める
〇平成２７年４月から、消費税８％への引上げによる増収分を活用して国と北海道及び町で費用負担を行ない実施している、介護保険料段階区分の第１段階の方への介護保険料軽減を消費税１０％引き上げ時期まで継続して実施

（３）給付と費用の適正化の推進

〇在宅マネジメントを強化して、本人の希望を十分尊重しつつ、介護保険制度の理念である在宅福祉を推進するケアプランが作成されるよう、ケアマネージャー等の支援を実施する
〇介護サービス利用者への介護給付費通知を必要に応じて実施検討するとともに、住宅改修及び福祉用具購入の効果的活用を促し、介護給付費適正化を推進する

（４）適切な事業者指導と経営支援

〇デイサービス事業については、サービスメニューの多様化を検討して、幅広いニーズへの対応や状態の悪化を防ぐ事業を推進する
〇特別養護老人ホーム事業は、より適切なサービスの提供に向けての情報提供や事故等の分析・検証を行い必要に応じ北海道等の指導機関と連携をとり、事業者へ支援・指導を行い、施設サービスの質の向上を図る

基本目標４　質の高いサービス提供体制の確保

（１）みんなで支え合う介護の推進

〇在宅生活を支援するための主要なサービスである、ホームヘルプサービスのマンパワー確保のため処遇改善などを検討するとともに、研修事業を積極的に実施してサービスの質の向上を図る

〇特別養護老人ホーム一味園の老朽化に伴い介護サービスの種類も含めて、整備計画の支援を図る

〇デイサービス事業において、専門的知見を有する理学・作業療法士が高齢者の有する能力を評価し、改善の計るリハビリテーションを実施する

（２）人材の確保

〇介護サービス事業者の介護職員などの人材不足について、人材確保のため福祉担い手対策会議において支援策を検討する

４　日常生活圏域の設定

本町は過疎化が進む小さな町ですが、それぞれの地区に特色ある歴史や伝統が築かれていることから、各地域の成り立ちを踏まえたケアや介護などの仕組みを作り出すことが必要です。

このため本町では、幾寅地区において平成 18 年 10 月から地域包括支援センターをはじめ保健福祉課、社会福祉協議会の３つの組織機能の連携強化を図るため、「保健福祉センターみなくる」を整備するとともに、平成 20 年度には金山地区にユニット型の特別養護老人ホームを開設し、介護サービスの基盤を強化し、さらに平成 27 年度には金山地区で生活支援ハウスを新たに整備し、在宅サービスの基盤強化を図りました。

このように東部（幾寅圏）と西部（金山圏）の２つの生活圏域による福祉サービスの提供体制を構築し、町内のどこに住んでもいつでも必要なサービスの得られる仕組みづくりを今後とも進めることとします。

【生活圏の形成】

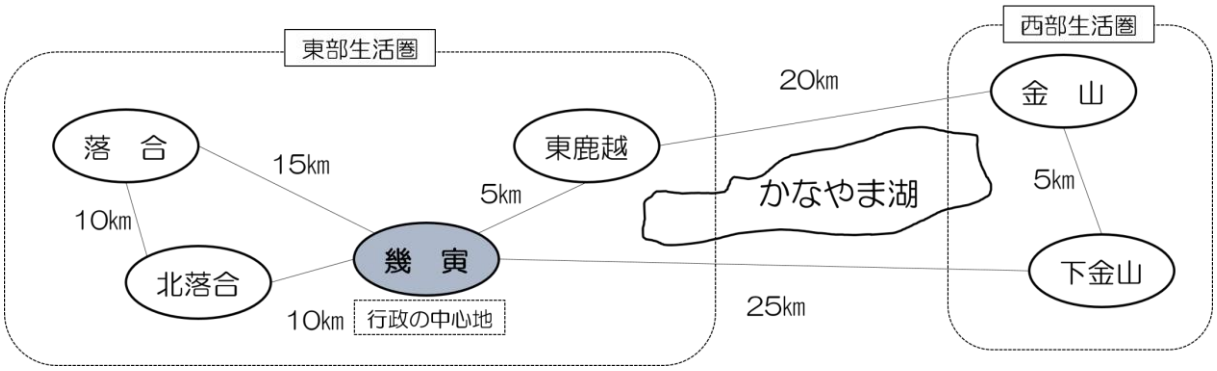

第６章　基本計画

地域の実情に応じた、高齢者保健・福祉事業及び介護保険事業を計画的に遂行するため、前章で掲げた４本の基本目標に即し、事業項目ごとに計画を設定して、元気高齢者から要介護高齢者までが安心して住むことができる地域づくりをめざす方向性について示します。

１　健康づくりと介護予防の推進

○高齢者の生きがいと健康づくり

自分自身の健康の大切さを自覚し、生活の中で健康づくりを実践していくことが重要であることから、疾病の危険因子の低減、生活習慣の改善等、地域における効果的な保健サービスが提供できるよう、関係機関との連携の強化を図ります。

健康状態の悪化は心身の機能低下を招き、生活への影響とともに、介護や福祉など様々な分野へ影響を与えるため、健康状態を左右する要因は生活習慣によるものが多く、また通院している人が多いことから、適切な受診や治療なども重要となります。

健康づくりを推進するにあたり、高齢期の心身の特徴や南富良野町の死亡原因、各保健事業における実施結果・特徴等を踏まえた取り組みを展開していくことが重要であり、介護保険における要介護の要因・背景においては、高齢化や生活習慣病に関連する要因が多くを占めていることから、若い世代からの支援とともに、通院・治療中の方も含め医療機関と連携を取るなど、地域における効果的な保健サービスが提供できるよう、関係機関との連携を図りながら推進していきます。

取り組み事項
○特定健康診査及び通院中の方の情報提供による受診率の向上 ～　後期高齢者健診の継続実施 ○特定保健指導及びその他の健康診査の結果に基づく保健指導の実施 ○医療機関との連携による治療中の人への支援 ○高齢期の特徴や生活習慣病予防に関する学習（健康教育）の継続実施 ～　地域の関係機関と連携により効果的な実施 ○体操、体力測定、リハビリ指導など、運動機能の向上に係る事業の効果的な実施を図るため関係機関と連携

≪高齢者の健康づくりと介護予防≫

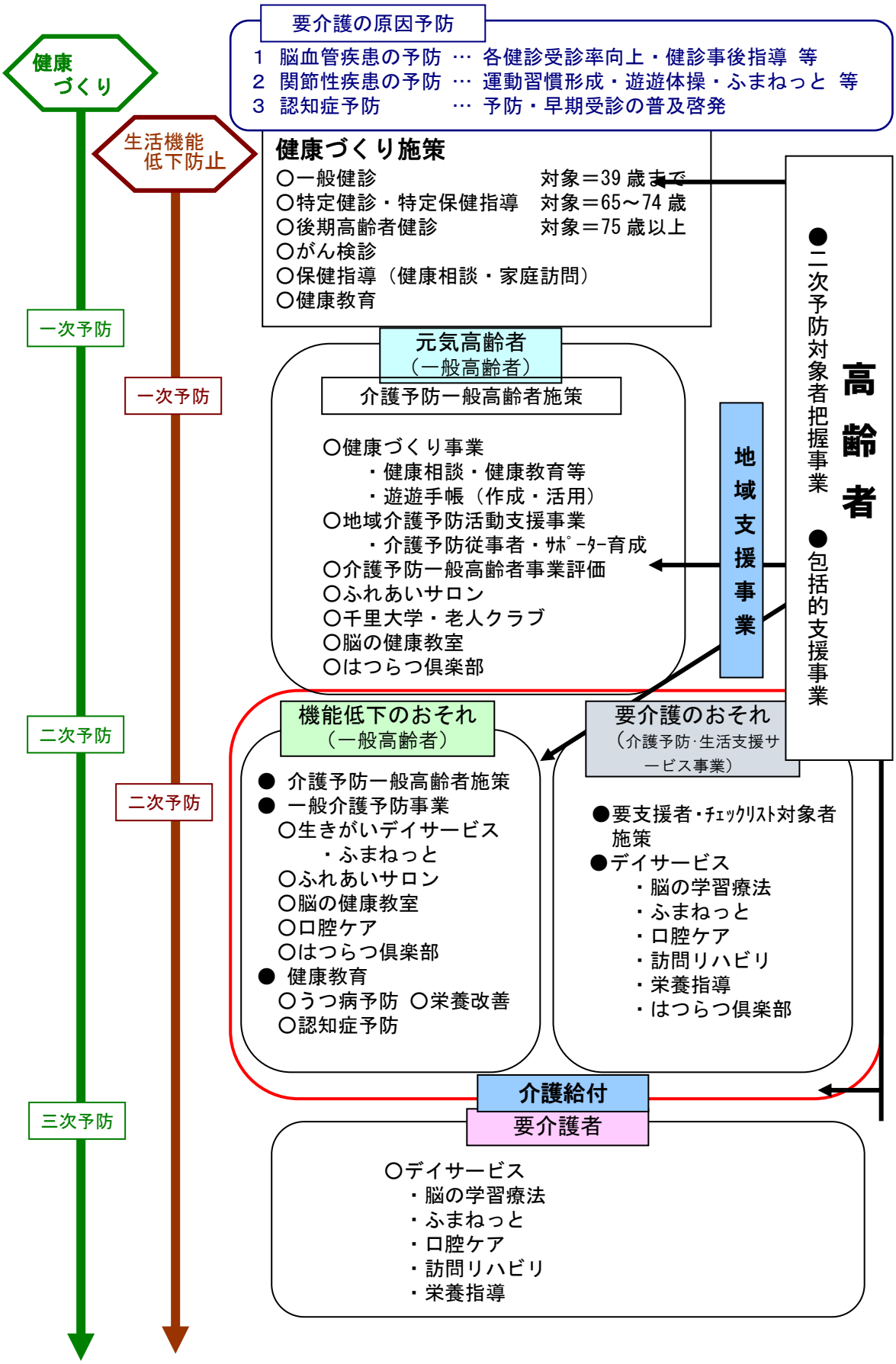

２　高齢者福祉の充実

自宅での生活を少しでも長く続けられることをめざして、多種多様の地域ニーズに対応するためのフォーマル、インフォーマルサービスを切れ目なく提供することにより、より一層の在宅マネジメント機能を強化します。

（１）老人クラブの活性化

老人クラブは、「健康・友愛・奉仕」をモットーに活動を各地区ごとに精力的に展開されていますが、新規会員の加入が少ないため、会員の一層の高齢化が進み活動が固定化している状況にあります。

高齢者が、地域で互いに支え合い、励まし合いながら、楽しみを共有して長寿の喜びを実感できる人間関係を構築することが、これからさらに進む高齢化地域では非常に大切になります。

取り組み事項
○老人憩の家及びゲートボール場の適切な維持管理 ○学校や保育所などを通じての世代間交流事業の開催 ○老人クラブ連合会による、各地域クラブとの交流及び情報共有 ○各地区健康づくり研修や介護予防教室の開催支援

（２）高齢者事業団への支援

高齢者の就労機会と社会参加の場として、また地域の活性化を目的に高齢者事業団が運営されていますが、会員数の減少と高齢化により、事業団を取り巻く環境は、年毎に厳しいものとなっています。

会員相互の助け合いにより、孤独化を防止するとともに、健康でいきいきとした生活の維持など高齢者事業団の存在は、地域にとって重要な存在となっていることから、自立的な運営基盤の確立を今後とも支援していきます。

取り組み事項
○町の運営補助金を継続して、事業団の運営基盤の支援を引き続き実施

３　安心して暮らせるための支援

（１）介護予防・日常生活総合支援（介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業）

できる限り要支援や要介護状態とならないように、介護予防事業の参加を推進するため、民生委員等と連携して、予防対象者の把握に努めます。要支援・要介護の状態になりそうな要因を特定し、重点的に一般介護予防事業を実施します。

また、平成 29 年度から実施している「介護予防・日常生活支援総合事業」における要支援認定者及び事業対象者へ実施している「第１号訪問事業」「第１号通所事業」のサービ

スの充実を図ってまいります。

取り組み事項
○生きがいデイサービスにおける予防事業の多様化 ○介護予防事業実施のサポーター人材の養成 ○町内３箇所で隔週に１回開催している介護予防教室「はつらつ倶楽部」により、運動機能向上及び認知症予防の事業の実施 ○生活総合機能改善機器を使用して、より専門的かつ楽しみながら「運動・口腔・認知」機能の予防及び改善を図る ○「第１号通所事業」において、定期的に専門的知見を有する理学・作業療法士によるリハビリテーションの実施

○介護予防・生活支援サービス事業の利用者推計

	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
第１号訪問事業	12	12	12
第１号通所事業	18	18	18
合　計	30	30	30

（２）認知症対策

高齢化の進行に伴い、地域に住む認知症高齢者増加と医療・介護サービスを受けていない、潜在化した認知症高齢者もいることが予想されることから、認知症サポーターや地域住民等による見守り体制の充実及び平成 30 年度より実施します認知症総合支援事業において、専門職で形成する認知症初期集中支援チームと認知症地域推進委員の連携により、潜在化した認知症高齢者本人及び家族等と関わり、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援を図ります。

認知症については、当事者以外はまだまだ理解がされていないため、認知症を知るための機会の提供として、地域住民に止まらず、職域、学校への講座等を開催して、広く地域に周知するための活動を積極的に展開します。

また、認知症地域推進委員を設置した認知症地域ケア推進サポートチームにより、認知症高齢者やその家族に対する日常生活の支援体制を整備します。

取り組み事項
○認知症初期集中支援チームにおいて、認知症本人及び家族等を訪問し認知症地域推進委員と連携を行ない、早期対応を実施する。 ○軽度認知症者を早期発見するため、インターネット回線を使用し対面式によるスクリーニングテストを実施する。（各年度 100 名を実施予定） ○認知症サポーターのリーダーを養成して、地域ぐるみの支援体制を構築する ○認知症地域支援推進員を中心とした地域ケア推進サポートチームの活動支援 ○若年性認知症のケアのための自立支援ネットワーク機能の整備を推進

（3）権利擁護事業

認知症等により、判断能力の不十分な高齢者の権利と財産を守るために、地域包括支援センターと町社会福祉協議会が設置している生活サポートセンターが連携して、権利擁護支援事業を展開します。

また、人権侵害や虐待の通報や報告に対して、高齢者虐待マニュアルに基づき迅速な対応を図ります。

取り組み事項
○生活サポートセンターにおいて、日常生活自立支援事業、法人後見事業を引き続き実施するとともに、総合相談体制の強化を図る ○成年後見制度利用の潜在化を防ぐため、制度の周知等を実施 ○成年後見人制度のフォローアップ研修や虐待等研修の実施

（4）在宅介護支援等

介護が必要になったときでも、可能な限り住み慣れた自宅で生活をしたいという意向は、日常圏域ニーズ調査からも伺いとれ、身体状況に応じた居住の確保とフォーマル、インフォーマルの切れ目ないサービスの提供が必要です。高齢化率の高い金山地区においては引き続き集落支援員を配置し、安心して日常生活を営める見守り体制の強化がより一層強化できるよう取り組みます。

また、平成 30 年度より実施します在宅医療・介護連携推進事業により、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、在宅医療と介護を一体的に提供できる医療介護関係機関の連携強化することにより、在宅生活の安全性の確保を図ります。

○在宅医療・介護連携推進事業（事業内容）

ア．地域の医療・介護の資源の把握
イ．在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
ウ．切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
エ．医療・介護関係者の情報共有の支援
オ．在宅医療・介護連携に関する相談支援
カ．医療・介護関係者の研修
キ．地域住民への普及啓発
ク．在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

取り組み事項
○在宅医療・介護連携推進事業により、医療・介護･福祉関係者及び地域住民の連携の場や研修会として、「夜カフェ」及び「ケア会議」の定期的に開催 ○ひとり暮らし高齢者等に対し、急病、災害等の緊急時における迅速かつ適切な対応を図るとともに、引き続き金山地区に集落支援員を配置し定期的な安否確認の体制を強化 ○生活支援システムによる見守り体制の充実を図る ○高齢者が安心して居住することができる環境整備の検討

（5）地域包括支援センターの機能強化

地域包括センターに寄せられる相談内容は、複雑多岐にわたることから、広く地域福祉の推進に関わる、地域の関係者、関係機関、団体との連携を密接にする必要があり、地域包括支援センターでは保険者と連携し、生活支援コーディネーターの配置を行い、複数の団体及び関係者から形成する協議体により、相談内容や住民ニーズ等を把握し情報共有及び連携・協働による資源開発等の推進を図る機能強化に取り組みます。

また、地域ケア会議の管理運営を行い、多職種の連携強化、情報共有、地域資源の開発等の強化に取り組みます。

取り組み事項
○住民ニーズ等把握するため、医療・介護･福祉関係者及び地域住民が集う場として、「夜カフェ」を定期的に開催 ○地域座談会を定期的に開催して、日常生活上の課題把握とそれを解決するための方策を住民とともに検討 ○町内会や地域で活動しているボランティアグループと定期的に地域支援調整会議を開催して、地域情報と課題の共有、活動目標の設定、役割分担の確認など住民との協働活動を推進 ○地域ケア会議の定期開催

（6）地域共生社会の実現に向けた取組

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

高齢者や、子ども、障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、地域のすべての住民が役割を持ち、支え合うことが重要となり、「自助」「互助」「共助」「公助」のそれぞれの役割分担において、「自助」や「互助」の果たす役割が大きくなることを意識し、「共助」や「公助」に取り組んでいくことが必要となっています。

育児、介護、障がい、貧困など相談者が属する世帯全体の複合化、複雑化したニーズを的確に捉え、分野別の相談支援体制と連動して対応する体制の整備を検討しつつ、複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムを構築するとともに、ボランティア等と協働し、地域に必要とされる社会資源の創出に取り組みます。

取り組み事項
○地域福祉への関心、理解の輪を広げるための学習機会の場を多く持ち、お互いさまの関係づくりを目指す ○仲間づくりを進め、閉じこもりを防止するための拠点として、地域に根ざしたサロン事業の展開を支援 ○災害時の要援護者支援のため、要援護者の把握と名簿やマップを作成して、迅速に対

応できる体制の整備
〇介護支援ボランティア事業の実施強化
〇「地域福祉計画」との整合性を図りながら、各種施策を展開し取組みを推進

４　質の高いサービス提供等

（１）質の高いサービス提供及び適正利用について

介護サービスの適正利用について、介護認定申請の際には改めて詳細な制度や適切なサービスの利用方法を説明し、制度改正時には町広報誌等で周知徹底を図ります。

また、ニーズの変化や諸状況の変化などに対応する必要なサービスの検討や、介護職員等の人材不足に対してサービス事業者と連携を図り検討をしていきます。

取り組み事項
〇特別養護老人ホーム「一味園」の老朽化に伴い、介護サービスの種類を含めサービス事業者と連携を図り、整備計画作成の支援を実施 〇町と介護支援サービス事業者で構成する「福祉担い手対策会議」において、支援対策の検討を図る 〇必要に応じて、町で介護職員初任者研修等の実施を図る

５　自立支援・介護予防・重度化防止の推進

自立支援や介護予防・重度化防止へ向け具体的な目標の設定を行い、制度や事業の普及啓発など、地域の実態や状況に応じた取り組みを推進します。

また、介護予防事業については、その制度や事業参加による介護予防効果について一層の周知を図るとともに、高齢者の健康増進・介護予防に対する多様なニーズに対応した事業の展開を図っていきます。

（１）自立支援・重度化防止に向けた目標設定

第７期計画の策定にあたっては、介護保険の理念である自立支援・重度化防止に向けた取り組みを推進するため、地域における共通の目標を設定し関係者間で目標を共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成・評価・見直しをすることが重要となっています。

上記を踏まえ、本町においても地域の実情に応じた目標を設定し、各年度において計画の進捗状況を評価し、事業の実施内容・方法等の見直しをおこないます。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
要介護認定率	17%	17%	17%
特定健診受診率	70%	70%	70%

特定保健指導実施率	70%	70%	70%
健康教育･認知症予防教室の実施回数（はつらつ「倶楽部」）	70回	70回	70回
認知症サポーターのリーダー養成人数	20人	20人	20人
地域ケア会議開催回数	12回	12回	12回
認知症初期集中チームおいて対応する予定件数	5件	5件	5件

６　介護保険事業の推進

（１）介護給付等費用の適正化について

介護給付の適正化は、介護サービスを必要とする受給者を適切に認定し、本当に必要とするサービスを過不足なく、適切に提供することを目的として、国は「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」「介護給付費通知」の５つを柱としております。

本町におきましても公正、公平な認定調査を行うために、認定調査員向けのｅラーニングシステムを活用した研修を活用します。

また、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」につきましても、引き続き取り組みます。「介護給付費通知」は第６期計画までに取り組みはなく、費用対効果を検証しながら、実施検討します。

（２）介護保険制度・理念の周知

介護保険制度はかなり浸透してきましたが、制度やサービス内容について、なお一層の理解を深めるため、介護保険パンフレットなどを作成し、介護サービス事業等の情報を住民に提供していきます。また、町報や町ホームページ、パンフレット等を活用して、制度改正等の必要な情報を提供していきます。

（３）ケアマネジメントの質の向上

高齢者の状態に応じた適切なサービスを公正・中立の立場で調整する役割を担う介護支援専門員に対しては、地域ケア会議や町内すべての居宅介護支援事業所に対して行うケアプラン点検において、自立支援型ケアマネジメントとなるよう、必要な助言や支援を行います。また、担当課においては、介護支援専門員からの相談について随時応じていきます。

（4） サービス給付費の推計

○ 居宅介護サービスの利用推計

第７期計画中の居宅介護サービス量の推計については、介護認定者数の推計同様に、ほぼ横ばいか緩やかに減少をする見込みで想定しております。

①訪問介護

ホームヘルパーが、日常生活に支障のある高齢者宅を訪問し、介護や家事のお手伝いをするサービスであり、在宅サービスの提供強化を図る上で最も重要なサービスでありますが、第６期計画中において利用実績が減少傾向にあることや、平成 29 年度から介護予防訪問介護が地域支援事業へ移行され利用実績が減少していることから、前期計画より少なめの利用を想定しております。

（単位：回、千円）

区　分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
回　数	455	437	422
給　付	14,700	14,578	14,094

※　回数は月平均で算定。以下同じ

②訪問看護

主治医の指示に基づき、看護師等が自宅を訪問し、健康チェックや療養の助言等を受けられるサービスであり、身体の状況に応じて利用者数は変化しますが、第６期計画中の後半において利用実績は増加傾向にありましたので、恒常的な利用を見込み前期計画より若干多めの利用を想定しております。

（単位：回、千円）

区　分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
回　数	22	22	22
給　付	1,079	1,079	1,079

③訪問リハビリテーション

理学・作業療法士等が自宅を訪問し、機能訓練等を受けられるサービスであり、第６期計画中において利用実績が減少傾向にありましたので、前期計画より少なめの利用を想定しております。

（単位：回、千円）

区　分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
回　数	216	216	216
給　付	635	635	635

④居宅療養管理指導

医師や歯科医師が訪問し、療養する上での指導や助言を受けられるサービスであり、町内には無いサービスでありますが、町外のグループホームや特定施設入所者が恒常的に利用すると見込まれます。

第７期計画の利用については、第６期計画中において利用実績が増加傾向にありましたので、前期計画より若干多めの利用を想定しております。

（単位：人、千円）

区　分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人　数	3	3	3
給　付	305	305	305

⑤通所介護

デイサービスセンターに通い、入浴や食事、レクリエーションによる機能訓練等を受けられるサービスであり、平成 28 年度から制度の改正により利用定員が 18 名以下の小規模通所介護は、地域密着型通所介護に移行され、当町のデイサービス事業所も地域密着型通所介護に移行されております。

移行後の第６期計画中においては、一時的に町外の家族等の元で生活している介護認定者や、町外の介護付有料住宅の利用者など少数でありますが利用実績がありましたので、第７期計画についてもほぼ同様の利用量になると想定しております。

（単位：回、千円）

区　分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
回　数	16	16	7
給　付	1,197	1,197	384

⑥通所リハビリテーション

介護老人保健施設等に通所し、食事や入浴、健康チェック、リハビリ等が受けられるサービスであり、第６期計画中においては、一時的に町外の家族等の元で生活している介護認定者の利用実績がありましたが、平成２９年度には転出され、その後、他の利用者もいなかったことから、第７期計画については利用者がいないと想定しております。

（単位：回、千円）

区　分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
回　数	0	0	0
給　付	0	0	0

⑦短期入所生活介護

一時的に在宅での日常生活が困難となった場合等に、介護老人福祉施設に短期間入所し、食事や入浴等の日常生活の介護が受けられるサービスであり、第６期計画中において利用実績が増加傾向にありましたので、前期計画より多めの利用を想定しております。

（単位：日、千円）

区　分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日　数	152	135	135
給　付	12,158	10,931	10,931

⑧短期入所療養介護

一時的に在宅での日常生活が困難となった場合等に、介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所できるサービスであり、第６期計画中において若干の利用実績がありましたが、町内に利用施設がないことから、第７期計画については利用者がいないと想定しております。

（単位：日、千円）

区　分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日　数	0	0	0
給　付	0	0	0

⑨福祉用具貸与

福祉用具を貸与（レンタル）するサービスであり、在宅生活において重要なサービスであります。

第７期計画においても、恒常的な利用があり第６期計画中とほぼ同様の利用量になると想定しております。

（単位：人、千円）

区　分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人　数	31	31	30
給　付	3,612	3,571	3,612

⑩特定施設入所者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホームに入所し、食事や入浴等の日常生活の介護や機能訓練を受けられるサービスであり、第６期計画中の利用者が引き続き、第７期計画中においても利用するものと見込まれ、６名の利用が有ると想定しております。

（単位：人、千円）

区　分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人　数	6	6	6
給　付	11,377	11,377	11,377

⑪地域密着型通所介護

デイサービスセンターに通い、入浴や食事、レクリエーションによる機能訓練等を受けられるサービスであり、平成 28 年度から制度の改正により利用定員が 18 名以下の小規模通所介護は、地域密着型通所介護に移行され、当町のデイサービス事業所も地域密着型通所介護に移行されております。

第７期計画については、移行後の第６期計画中とほぼ同様の利用量になると想定しております。

（単位：人、千円）

区　分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人　数	200	197	189
給　付	17,624	17,114	16,524

⑫認知症対応型生活介護

認知症の高齢者に共同生活をしながら、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、日常生活上の介護や機能訓練を受けられるサービスであり、第６期計画中の利用者が引き続き、第７期計画中においても利用するものと見込まれます。

第６期計画中の利用実績は平成 29 年度途中まで２名でありましたが、自然減により１名の利用と変わりましたので、第７期計画についても１名の利用が有ると想定しております。

（単位：人、千円）

区　分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人　数	1	1	1
給　付	2,982	2,984	2,984

⑬小規模多機能型居宅介護

介護認定者が状態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて日常生活の支援等を受けられるサービスであり、第６期計画中において若干の利用実績がありましたが、平成 28 年度におきました水害により、当町の生活支援ハウス入居者が被災した際、一時的に保護をしてもらった実績であり、また、町内にサービス事業所が無いことから、第７期計画については利用者がいないと想定しております。

（単位：人、千円）

区　分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人　数	0	0	0
給　付	0	0	0

⑭福祉用具購入

貸与になじまない腰掛け便座や入浴補助用具等の福祉用具の購入費の一部が支給されるサービスであり、第６期計画中において利用実績が増加傾向にありましたので、前期計画より若干多めの利用を想定しております。

（単位：人、千円）

区　分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人　数	7	7	7
給　付	152	152	152

⑮住宅改修

手すりの取り付けや段差の解消等により、介護認定者の自宅における生活の支援をするための小規模な住宅改修費の一部が支給されるサービスであり、第６期計画中の平成 29 年度において一時的に利用実績が大幅増加しましたが、第７期計画については利用が落着き、前期計画より若干多めの利用を想定しております。

（単位：人、千円）

区　分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人　数	5	5	5
給　付	643	643	643

⑯居宅介護支援

介護支援専門員が、介護認定者の介護サービス計画を作成するサービスであり、第６期計画から介護認定者数がほぼ横ばいか緩やかに減少していることから、第７期計画についても前期計画と同様な利用を想定しております。

（単位：人、千円）

区　分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人　数	55	54	53
給　付	8,170	7,994	7,939

○　施設サービスの利用状況

第７期計画中の施設サービス量の推計については、居宅サービス同様に介護認定者数の推計から、ほぼ横ばいか緩やかに減少をする見込みで想定しております。

①介護老人福祉施設

入浴、排せつ、食事等の日常生活介護のほか、機能訓練等のサービスを受けられる施設であり、原則として要介護３以上の介護認定者が対象となります。

第６期計画中の利用実績は増加傾向にあり、自然減や新規入所者などで入所者数は変化していきますが、在宅サービス利用者の重度化等により、前期計画より多めの利用を想定しております。

（単位：人、千円）

区　分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人　数	47	46	45
給　付	122,986	120,537	117,802

②介護老人保健施設

日常生活動作のリハビリ等を行いながら、在宅生活復帰を目指す施設であり、身体の状況に応じて入所者数は変化しますが、第６期計画中の平成 29 年度からは、利用実績も無かったことから、第７期計画については利用者がいないと想定しております。

（単位：人、千円）

区　分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人　数	0	0	0
給　付	0	0	0

③介護療養型医療施設

病状が安定した後、長期において専門的な治療が必要な方のための療養施設であり、第６期計画中の利用者が引き続き、第７期計画中においても利用するものと見込まれますので、１名の利用が有ると想定しております。

また、平成 32 年度には、現在利用されている介護療養型医療施設が第７期計画より創設された介護医療院に転換となります。

（単位：人、千円）

区　分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人　数	1	1	0
給　付	4,194	4,196	0

④介護医療院

第７期計画より創設された施設であり、長期療養のための医療と日常生活の世話を一体的に受けられる施設であり、平成 32 年度以降に介護療養型医療施設が介護医療院に転換しても、現在の利用者が継続して利用すると想定しております。

（単位：人、千円）

区　分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人　数	0	0	1
給　付	0	0	4,173

【第 7 期計画総給付費見込額】

居宅サービスの給付費は 3 年間で 218,593 千円、施設サービスの給付費は 3 年間で 373,887 千円、その他サービス費は 3 年間で 70,711 千円、総額 663,191 千円を見込んでおります。

なお、本計画からの推移より、平成 37 年度は 220,538 千円の見込となり、本計画から比較すると標準給付費は減少傾向にあります。

（単位：円）

年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
訪問介護	回数	455	437	422	437
	給付費	14,699,685	14,578,115	14,094,015	14,137,000
訪問看護	回数	22	22	22	5
	給付費	1,078,040	1,078,523	1,078,523	1,079,000
訪問リハビリ	回数	18	18	18	24
	給付費	634,971	635,255	635,255	837,000
居宅療養管理指導	人数	3	3	3	3
	給付費	304,922	305,058	305,058	305,000
通所介護	回数	16	16	7	7
	給付費	1,196,941	1,197,477	383,540	384,000
地域密着型通所介護	回数	200	197	189	190
	給付費	17,623,544	17,114,194	16,523,832	16,815,000
短期入所生活介護	回数	152	135	135	133
	給付費	12,158,403	10,930,723	10,930,723	10,250,000
福祉用具貸与	利用者数	31	31	30	30
	給付費	3,885,564	3,843,900	3,813,924	3,856,000
特定施設入所者介護	利用者数	6	6	6	6
	給付費	11,372,231	11,376,659	11,376,659	11,377,000
認知症対応型共同生活介護	利用者数	1	1	1	1
	給付費	2,982,000	2,984,000	2,984,000	2,984,000
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数	0	0	0	0
	給付費	0	0	0	0
住宅改修	利用者数	5	5	5	4
	給付費	643,440	643,440	643,440	557,000
福祉用具購入	利用者数	7	7	7	7
	給付費	151,500	151,500	151,500	150,000
居宅介護支援	利用者数	55	54	53	52
	給付費	8,169,833	7,993,919	7,938,735	7,973,000
居宅サービス計		**74,901,074**	**72,832,763**	**70,859,204**	**70,704,000**
介護老人福祉施設	利用者数	47	46	45	47
	給付費	122,985,644	120,536,775	117,802,058	122,435,000
介護老人保健施設	回数	0	0	0	0
	給付費	0	0	0	0
介護療養型医療施設	回数	1	1	0	0
	給付費	4,193,668	4,195,546	0	0
介護医療院	回数	0	0	1	1
	給付費	0	0	4,173,000	4,173,000
施設サービス計		**127,179,312**	**124,732,321**	**121,975,058**	**126,608,000**
介護給付費計 ①		**202,080,386**	**197,565,084**	**192,834,262**	**197,312,000**
特定施設入所介護サービス		19,300,000	19,203,500	19,107,482	19,000,000
高額介護サービス		3,500,000	3,482,500	3,465,087	3,350,000
高額医療合算介護サービス		700,000	696,500	693,017	680,000
審査支払手数料		190,400	187,600	184,800	196,000
その他サービス計 ②		**23,690,400**	**23,570,100**	**23,450,386**	**23,226,000**
標準給付費（①＋②）		**225,770,786**	**221,135,184**	**216,284,648**	**220,538,000**

（５）第７期の事業費の見込み

第７期の事業費の見込みは次のとおりです。

標準給付見込額に地域支援事業費等を加えた事業費は、第７期（平成 30～32 年度）３年間で約 700,502 千円を見込んでいます。

単位：千円

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
標準給付費見込額 ①	225,722	223,434	220,843
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	202,031	199,864	197,393
特定入所者介護サービス費等給付額	19,300	19,204	19,107
高額介護サービス費等給付額	3,500	3,483	3,465
高額医療合算介護サービス費等給付額	700	697	693
算定対象審査支払手数料	190	188	185
地域支援事業費見込額 ②	10,200	10,168	10,135
介護予防・日常生活支援総合事業費	6,500	6,468	6,435
包括的支援事業費・任意事業費	3,700	3,700	3,700
給付費合計 ①+②	235,922	233,602	230,978
事業費総合計	700,502		

※ 端数処理の関係で、合計金額が合わないことがあります。

（６）保険料基準額

第１号被保険者の保険料基準額は次のように見込んでいます。

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合 計
事業費総合計	235,922,173 円	233,601,934 円	230,977,790 円	700,501,897 円
第1号被保険者負担割合			23%	
第1号被保険者 負担分相当額	54,262,100 円	53,728,445 円	53,127,892 円	161,115,436 円
調整交付金相当額	11,611,109 円	11,495,097 円	11,363,890 円	34,470095 円
調整交付金見込交付割合	10.56%	10.33%	10.14%	
調整交付金見込額	24,523,000 円	23,749,000 円	23,046,000 円	71,318,000 円
準備基金取崩額				0 円
財政安定化基金取崩による交付金				0 円
保険料収納必要額				124,267,531 円
予定保険料収納率			99.0%	
所得段階別加入割合 補正後被保険者数	688	685	682	2,055 人

（7）保険料収納必要額

第１号被保険者の保険料収納必要額は、標準給付額の第１号被保険者負担分に調整交付金見込額等を減じて算出され、平成 30 年度から平成 32 年度３年間の保険料収納必要額の合計は 124,267,531 円となります。

【保険料収納必要額の算定】

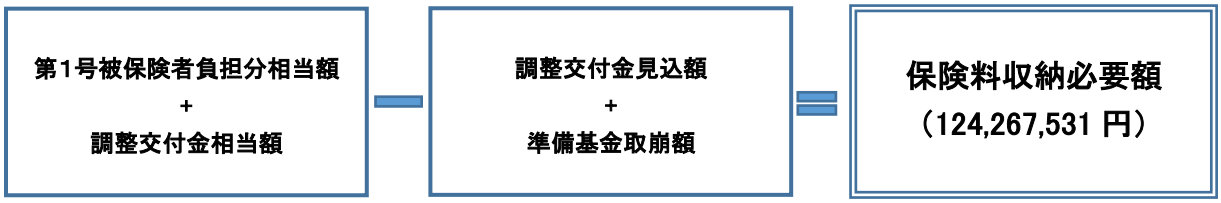

（8）保険料基準月額

保険料基準月額は以下の方法で算出され、本町の第７期（平成 30 年度から平成 32 年度）の第１号被保険者保険料基準月額は、5,000 円となります。

【第1号被保険者の保険料基準月額の算定】

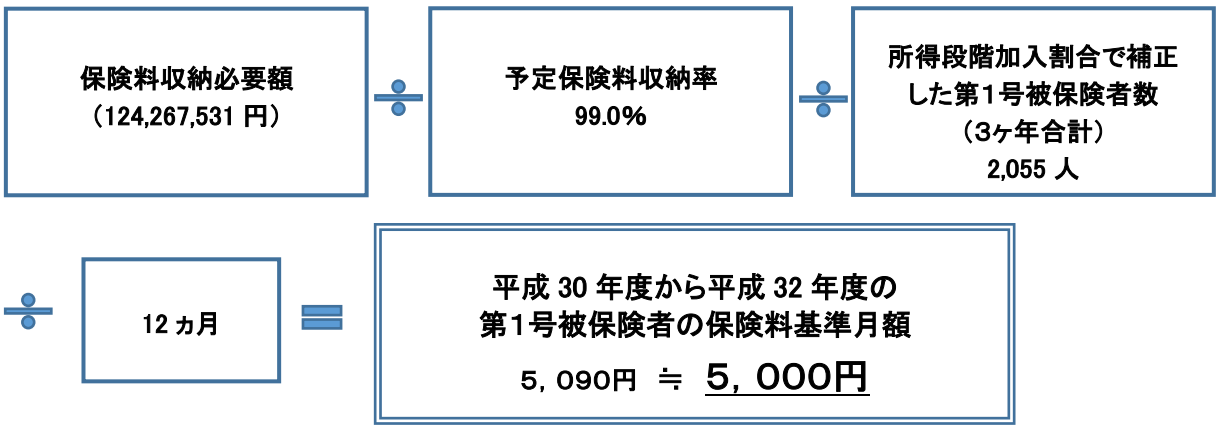

（9）第１号被保険者介護保険料所得段階

所得段階	対象者	保険料設定方法	保険料月額	保険料年額
第１段階	○生活保護受給者 ○世帯全員が町民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が町民税世帯非課税かつ合計所所得金額 ＋課税年金収入額 80 万円以下	基準額×0.5	2,500円	30,000 円
		基準額×0.45	2,250円	27,000 円
第２段階	○世帯全員が町民税世帯非課税かつ合計所得金額 ＋課税年金収入額 80 万円超 120 万円以下	基準額×0.75	3,750円	45,000 円
第３段階	○世帯全員が町民税世帯非課税かつ合計所得金額 ＋課税年金収入額 120 万円超	基準額×0.75	3,750円	45,000 円
第４段階	○本人が町民税本人非課税かつ合計所得額＋ 課税年金収入額 80 万円以下 (世帯内に町民税課税者がいる)	基準額×0.9	4,500円	54,000 円
第５段階	○本人が町民税本人非課税かつ合計所得額＋ 課税年金収入額 80 万円超 (世帯内に町民税課税者がいる)	基準額	5,000円	60,000 円
第６段階	○本人が町民税課税者かつ合計所得金額 120 万円未満	基準額×1.2	6,000円	72,000 円
第７段階	○本人が町民税課税者かつ合計所得金額 120 万円以上 200 万円未満	基準額×1.3	6,500円	78,000 円
第８段階	○本人が町民税課税者かつ合計所得金額 200 万円以上 300 万円未満	基準額×1.5	7,500円	90,000 円
第９段階	○本人が町民税課税者かつ合計所得金額 300 万円以上	基準額×1.7	8,500円	102,000円

（１０）　低所得者に対する保険料の軽減について

第６期計画期間中より実施しております。低所得者に対する保険料の軽減について、国の基準に基づき、引き続き平成 31 年度まで調整率を軽減します。　※（施策により変更となる場合もあります）

		平成30～31年度	
		軽減前	軽減後
第1段階	調整率	0.50	0.45
	保険料	30,000 円	27,000 円

第７章　計画の推進に向けて

１　計画の推進

本計画の推進あたっては、町保健福祉課が事務局となり、町社会福祉協議会や医療機関等、各関係機関と連絡・調整を図りながら計画書に基づく事業等を推進していきます。

地域包括ケアの実現に向けた取り組みは、地域包括支援センターの機能と役割が重要となることから、十分に連携を図り、地域包括支援センター運営協議会において、各事業の円滑な実施とその中立性・公平性の観点から評価をいただき、適正な計画を推進します。

２　計画の進捗管理

本計画の進捗管理に関しては、ＰＤＣＡサイクルの考え方に基づき、関係各課及び関係機関による進行管理を行い、評価、施策や事業に係る課題の整理・検討を基に、推進方法等を適宜、強化・見直しを行います。

また、計画を主管する保健福祉課介護医療係だけでなく、庁内の関係課が連携し、施策・事業を展開していく必要があります。

そのためにも、地域福祉をはじめ健康づくり、生涯学習・スポーツ、住宅政策、防災などの関係課間の連携強化を進め、情報共有や施策・事業の調整を行います

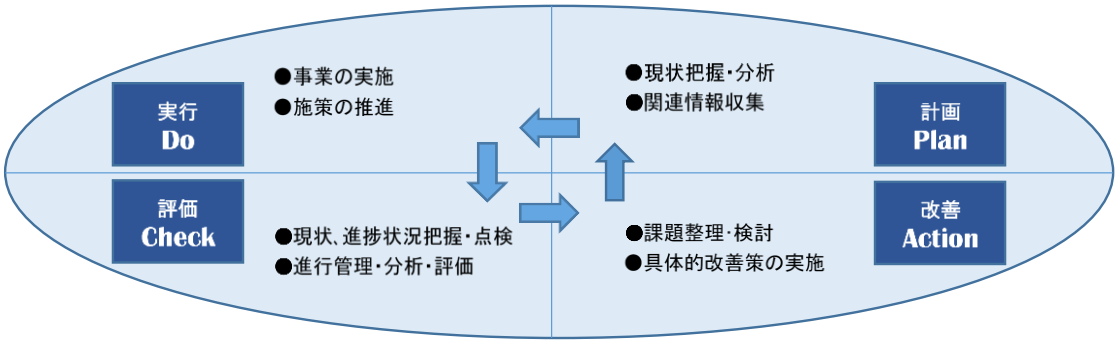

計画作成委員会

1　南富良野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会

委　員　区　分	所　属　等	住 所	氏 名	備 考
保健･医療･福祉に携わる者	町立幾寅診療所長（医師）	東鹿越	中村　義博	委員長
保健･医療･福祉に携わる者	町立歯科診療所長（歯科医師）	幾寅	沢田　正人	副委員長
保健･医療･福祉に携わる者	地域包括支援センター　主任介護支援専門員	幾寅	松田　育代	
介護保険被保険者	第1号被保険者	幾寅	加藤　哲夫	
関係団体代表	社会福祉協議会　常務理事	幾寅	上林　康政	
関係団体代表	民生委員児童委員協議会	幾寅	山内　茂樹	
関係団体代表	南富良野町身体障害者福祉協会　会長	幾寅	上野　達郎	
介護保険事業者代表	特別養護老人ホームふくしあ	金山	菅原　輝晃	
障がい者事業者代表	南富良野大乗会　からまつ園	幾寅	久保田　匡	
計			9名	

2　作成委員会の検討経過

区　分	開　催　日	内　　容
第1回	平成29年12月25日（月）	･委嘱状の交付 ･委員長･副委員長選出 ･第7期計画　概要 ･日常生活圏域ニーズ調査結果報告 ･計画スケジュール
第2回	平成30年2月2日（金）	･高齢者人口･介護認定者の将来推計 ･介護保険事業･地域支援事業の内容検討 ･介護保険サービス見込量の中間値（推計） ･介護保険料の仮設定 ･第7期計画　基本理念･目標の設定
第3回	平成30年3月9日（金）	計画書（素案について）
第4回	平成30年3月27日（火）	計画書（案について）

南富良野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会設置要綱

（設置）
第１条　本町の高齢者が健康で、生きがいをもって暮らすことができるまちづくり及び介護保険事業に係る保険給付の円滑かつ適正な実施を確保するにあたり、各分野の立場から総合的な意見を聴き、南富良野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の作成（見直し）をするため、南富良野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）
第２条　委員会は、次の事項について調査、検討を行い、計画案を作成する。
（1）高齢者保健福祉計画の見直しに関する事項
（2）介護保険事業計画の見直しに関する事項
（3）その他高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関し必要な事項

（組織）
第３条　委員会の委員は１０名以内をもって組織する。
２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
（1）学識経験者
（2）関係団体代表者
（3）保健・医療・福祉に携わる者
（4）介護保険被保険者（第１号・第２号）
（5）介護保険事業者
（6）町長が認める者

（任期）
第４条　委員の任期は、当該計画書案の作成をもって満了とする。
２　欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）
第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。
２　委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
３　委員長は、会務を総理し会議の議長となる。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　委員会は、委員長が必要に応じて召集する。
２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
３　委員長は、必要があると認めるときは、有識者等を出席させて意見を聞くことができる。

（庶務）
第７条　委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

（費用弁償）
第８条　委員会の委員には、報酬及び費用弁償を支給する。
２　報酬及び費用弁償の支給は、南富良野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところによる。

（委任）
第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

（施行期日）
１　この要綱は、平成２９年１１月１３日から施行する。

（失効）
２　この要綱は、平成３０年３月３１日限り、その効力を失う。